

スポーツの権利・公共性と

新自由主義＝個人的消費主義との対抗 (3)

——九〇年代のスポーツ動向と政策——

内
海
和
雄

目次

- 第一章 七〇年代のスポーツ動向と政策——福祉の向上——(以上前々号)
- 第二章 八〇年代のスポーツ動向と政策——新自由主義の台頭——(以上前号)
- 第三章 九〇年代のスポーツ動向と政策——多国籍企業時代と福祉・スポーツ——(以下本号)
 - 一、九〇年代の政治的・社会的動向
 - 二、多国籍企業化と福祉国家
 - 1、世界の動向

- 2、日本の多国籍企業化と福祉・余暇
- 三、九〇年代の国民の生活と余暇・体力づくり
 - 1、各省庁の体力づくり政策
 - 2、国民のスポーツ活動の実態
- 四、自治体とスポーツ
 - 1、バブル経済の崩壊とリゾート計画の崩壊
 - 2、自治体のスポーツ行政
- 五、文部省の九〇年代のスポーツ政策
 - 1、スポーツの行政監察
 - 2、九〇年代の教育政策——中教審答申と生涯学習振興法体制——
 - 3、スポーツ行政機構
 - 4、スポーツ施設整備
 - 5、競技スポーツの振興策
 - 6、クラブ・団体の育成
 - 7、九七年答申の特徴
 - 8、「スポーツ振興基本方策」(二〇〇〇年九月)
- 六、日体協と地域体協
 - 1、組織・財政
 - 2、国民スポーツ振興
 - 3、国民体育大会

七、日本オリンピック委員会（JOC）

1、組織・事業

2、財政

八、スポーツ運動

1、九〇年代のスポーツ情勢と新日本スポーツ連盟の課題

2、スポーツ権の推進

3、組織・財政・事業

九、「見るスポーツ」

1、スポーツとメディア

2、プロスポーツ（見せるスポーツ）の現状

3、「見るスポーツ」と「するスポーツ」の関連

一〇、スポーツ思想とスポーツ権の運動

1、スポーツに関する権利

2、国および地方公共団体の義務

一一、九〇年代の概要

第四章 地方自治体のスポーツ政策（以下次号）

補章 資本主義社会とスポーツ

一、アマチュアリズム——二つの排除——

二、新自由主義下のスポーツ政策

第三章 九〇年代のスポーツ動向と政策——多国籍企業時代と福祉・スポーツ——

九〇年代の国際的なスポーツ動向は、グローバル化の影響を受けて、またテレビのデジタル化、多チャンネル化に伴う大イベントのテレビ放映権料が高騰した。国内的にはJリーグが九三年に発足し、これまでのプロ野球等とは異なり、いわゆる「二番目の選手」としてサポーターが注目されはじめ、テレビでの視聴も含めて「見るスポーツ」の意義が大きく取り上げられるようになった。そしてプロスポーツとアマスポーツとの関連、「見るスポーツ」と「するスポーツ」との関連が大きなテーマとなり始めた。

九一年のバブル経済の崩壊、それ以降の引き続く不況、多国籍企業化による国内産業の空洞化とそれに伴う大失業の発生、九七年の消費税の五％へのアップによる国民の消費力の一気に冷え込みは、スポーツ産業の倒産を引き起こし、只でさえ少ない日本のスポーツ施設が減少し、消費力の低下による国民のスポーツ参加も大きく萎縮し、国民のスポーツ要求は潜在化した。日本のトップレベルを支えてきた企業スポーツクラブも不況の煽りを受けて休部・廃部に追いやられる中で、日本の国際的な競技力も相対的に低下した。

九〇年代の政府のスポーツ政策は基本的には先の八〇年代の末の路線を踏襲し、競技力向上を強調したが、費用は民間任せであり、スポーツ・フォー・オールからは手を引いた状態で、殆ど無策状態が続いた。自治体に対しては民営化を迫った。しかし、新自由主義によるスポーツの公共的責任を放棄した市場化万能論は地域からのスポーツ文化の衰退を引き起こしている。

こうして、九〇年代は、日本のスポーツの高度化、大衆化の両面で萎縮し、停滞し、スポーツの民営化と公共化の

矛盾を一層先鋭化し、明確化させた。

一、九〇年代の政治的・社会的動向

九一年のバブル経済の崩壊は九三年秋頃を「底」として停滞に陥り、九五年、九六年と若干の景気回復の兆しを見た。しかし、九七年の消費税の三%から五%への引き上げと同時に国民の消費行動は一気に冷え込んだ。

戦後最長の不況であるこの九〇年代は、バブル期の過剰設備投資による過剰生産により大規模な需給ギャップの発生、金融機関の深刻な不良債権問題、円高の急速な進行の下で、日本の大企業の多国籍企業化、国内産業の空洞化とリストラの進行、それらによる失業率の急増をもたらした。

軍事的には、八九―九一年の東欧「社会主義」の崩壊以後の日米軍事協力が強化された。特にアジア、太平洋地域に死活的な利害を有する国として、日本とアメリカは一層の協力が必要であるとして、九七年の「新ガイドライン」とその関連法の制定へと進んだ。これらと並行して、日本の大国化を目指す動きがいつそう進み、自衛隊の海外派兵、憲法第九条の改定への策動等が活発化した。それと同時に、「大東亜戦争肯定論」や「自由主義史観」等の偏狭なナショナリズムの策動も強められた。この一環に、「日の丸・君が代」の法制化があり、大相撲、プロ野球、サッカーのテストマッチ等のスポーツイベントや学校教育での押しつけがより強化された。

しかし、軍事的大国化と多国籍企業擁護への転換は、国民と政府との溝を一層深め、国民意識に二面的傾向を生んだ。一つは政治への無関心の一層の強まりであり、他方は「総保守化」への反発と変化を求める新たな動向である。ここにはこれまでにない「新無党派層」が誕生し、彼らの政治的関心がどの方向を向くかが大きな将来の方向を決

定するほどにもなっている。

二、多国籍企業化と福祉国家

1、世界の動向

西欧の福祉国家の在り方は、パックス・アメリカーナ（アメリカの圧倒的な力と傘）の下での社会民主主義により、国民の資本主義内への取り込み策として、資本家、労働組合そして政府が調停役となった協調路線であるネオ・コーポラティズムと、一方では、「社会主義」を背景とする国民の権利意識の高揚との折衷、そしてフォーティズムという大量生産・大量消費体制に伴う高度経済成長を基盤として成立した。その福祉国家も各国の大企業が多国籍企業化するにつれて、そちらへの梃子入れ、軍事費の増大、そして一方での失業率の増大に対応する失業手当の増大により、福祉政策自体を重圧と感じ始めており、福祉国家を崩壊させようとしている。多国籍企業擁護のイデオロギーとして登場し、受容されたのが新自由主義（Neo-Liberalism）である。

こうした多国籍企業擁護の政策は国内でもあらゆる分野での「規制緩和」（大企業の参入のための規制緩和と国民福祉の空洞化、という二側面）と行政「改革」を求め、国民生活を擁護する福祉政策は桎梏となった。八〇年代以降の社会民主主義、福祉国家への最大限の攻撃が加えられ、それらを後退させると同時に、失業者の増加と市場化の更なる導入によって貧富の格差も拡大した。

2、日本の多国籍企業化と福祉・余暇

(1) 九〇年代の不況

九〇年代は「戦後最悪の不況の一〇年」といわれ、「生産が下がる、賃金が下がる、消費が下がる」時代、あるいは経済成長の面から見ると「失われた一〇年」⁽¹⁾である。そして、企業の側がリストラ、合理化を進め、「従業員の生活に責任を持たな」⁽¹⁾くなってきており、改めて企業社会の外に生活基盤を求め始めている。そして企業内の福利厚生施設もリストラされ、職場スポーツ施設も多くが売却ないし用度変更され、数的にも激減した。その分、自治体のスポーツ施設の重要性がいつそう増している。

日経連も『新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策——』⁽²⁾(一九九五年)を出して、人事や賃金などの処遇制度は従来からの年功的昇級制度から、能力・業績による職能資格制度への移行、退職金や福利厚生制度の再検討、裁量労働制の範囲の拡大、労働者派遣業務の拡大、民間職業紹介の推進など雇用の流動化を進め、「高コスト体質」からの脱却を目指した。⁽³⁾こうして九〇年代の経済白書も「九一年は景気減速下、バブル崩壊」(九二年白書)という表現が登場し、「長期化する景気後退、企業のリストラ」(九三年白書)が進行し、「完全失業率二・九%」(九四年白書)となり、九〇年代後半の『白書』は長引く不況、日本型雇用システムの崩れの中で、バブル期に課題とされた生活のゆとりや社会的消費の充実などの表現は影を潜め、自己研鑽や貯蓄など自助努力、自己責任を強調するものが少なくなかった。こうして、国民の生活の窮乏感⁽⁴⁾は増した。

中小企業、小売店、農業など、「高コスト」領域を切れない自民党政治に財界は業を煮やしていた。これを背景として九三年の政変を画期とする「新保守革命」が始まった。自民党に対する右からの揺さぶりである。先の「高コスト」を切り離し、さらには湾岸戦争を機に、「国際貢献」を旗印に自衛隊海外派兵も一気に進められた。しかしその

根本的背景は東南アジアを中心とする日本企業の保護、そのための軍事的プレゼンスという圧力を与えるためである。⁽⁵⁾

(2) 公共事業偏重

一方、九〇年六月の「日米構造協議最終報告書」とその実行である「公共投資基本計画」(同年六月)では、今後一〇年間の公共投資に四三〇兆円を計画した。九四年一〇月には「新公共投資基本計画」(閣議決定)が策定され、九〇年の四三〇兆円を修正して、九五―二〇〇四年までの一〇年間で六三〇兆円の投資に変更した。九七年六月に「財政構造改革の推進について」(閣議決定)によって、公共投資基本計画は二〇〇七年まで三年延期された。これは、九〇年代の後半には毎年公共事業費五〇兆円、福祉費二〇兆円という財政構造を持ち、しかもその公共投資の大半が、環境破壊と批判される大規模開発、ゼネコン投資、「大土建国家」といわれる浪費的なものであり、ただでさえ弱い福祉へはその二・五分の一しか配分してこなかった。これは欧米の財政構造から見ても極めて異常なものである。公共投資の中でも、都市公園のような生活基盤はほんのおこぼれにすぎない。

日本の公共事業は、不足した基盤整備を進めるために高度経済成長期に形成され、その後は、その枠組みのままで、景気対策的側面から実施されてきた。⁽⁶⁾ 先進国の中でも際だって多額の事業費を費やしているにもかかわらず、国民が必要とする社会資本整備が遅れている理由は、もともと共同消費手段整備型の公共投資が少なかった上に、時代が変化しているにもかかわらず開発型公共事業を維持してきたことによる。

バブル経済時は、普通建設事業費の半分が一般財源でまかなわれており、借金は四分の一であった。ところが九一年にバブル経済がはじけ、自治体の収入は頭打ちになったがその一方で、既述のように不況対策と称した公共事業が拡大された。そのため九二年以降は一般財源の比率が減少し、それと反比例する形で地方債が増えた。その結果、九

五年には一般財源が三割を切り、地方債が四割を超えた。こうして日米構造協議による「公共投資基本計画」はすべの自治体に公共事業の拡大を押しつけた。五〇兆円のうち、三〇兆円は自治体の負担であるから、自治体にとっても大変な負担となり、自治体では莫大な地方債を発行して借金を抱えながら、あまり必要でもない大型施設を建設せざるをえないという財政構造となった。

バブル崩壊以前より、リゾート開発をめぐる汚職、倒産は数知れず、崩壊後の計画の中断は、多くの自治体に多大な借金、負担のみを残すことになった。そして、九〇年代後半の「主要食料、社会保障、文教、住宅・土地といった国民生活に直接関係する歳出の抑制・削減による財政再建、その一方で公共事業、防衛、ODAといった政・官・財の既得権益にかかわる歳出の削減対象からの除外、これが財政構造改革の「基本戦略」となった。

(3) 福祉への敵対

九三年の「新保守革命」で政権を追われた自民党は九六年に再度政権奪取をするが、この過程は日本の政治経済が一気に多国籍企業擁護政策へと大転換した時期である。その集大成が「橋本六大改革」(「財政構造改革」「行政改革」「経済構造改革」「金融システム改革」「社会保障構造改革」「教育改革」)である。六大改革全体は八〇年代までの「強い企業社会プラス未熟な福祉国家」⁽⁸⁾体制から、日本が多国籍企業段階に到達し、その保護、推進に大きく切り替えた体制であり、本格的な新自由主義的施策の体系である。

橋本―小淵―森―小泉と続く内閣の推進する構造改革は基本的には「橋本六大構改革」の延長である。特に二〇〇一年四月以降の小泉政権の新自由主義的構造改革とは、大企業⇨多国籍企業に支えられた既存の自民党の利益誘導政治の典型である「ケインズの土建国家派」と、憲法を暮らしに生かす護憲派である「新福祉国家派」への挑戦となっ

ている。しかし、前者とは多くの妥協を含みながら、その主要な矛先はこれまで不十分であった国民保護策への挑戦である。⁽⁹⁾

ところで、「祝日法改正」が成立し、二〇〇〇年一月から施行されることになった。これによって「成人の日」(一月二五日)が一月第二月曜日に、「体育の日」(一〇月一日)が一〇月の第二月曜日に、土曜日も休日も含めた場合、三日以上の連休は九八年が三回なのに、二〇〇〇年は七回に増えることになった。これによって国民の消費を促進させるのが狙いだが、即効性に疑問の声もあると指摘されている。⁽¹⁰⁾

- (1) 経済企画庁『平成二二年版 日本経済の概況』。
- (2) 日経連『新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策——』一九九五年。
- (3) 川島美保『『国民生活白書』にみる九〇年代』『経済』二〇〇〇年六月号、新日本出版社、五三頁。
- (4) 経済企画庁『平成一一年度国民生活選好度調査』。
- (5) 渡辺治『現代日本の帝国主義 形成と構造』大月書店、一九九六年。
- (6) 中山 徹『地域経済は再生できるか』新日本出版社、一九九九年、一〇三頁。
- (7) 福田泰雄『現代日本の分配構造——生活貧困化の経済理論——』青木書店、二〇〇二年一月、一五六頁。
- (8) 二宮厚美編『国家改造と自治体リストラ』自治体研究社、一九九七年。
- (9) 二宮厚美『日本経済の危機と新福祉国家への道』新日本出版社、二〇〇二年二月、特に第一章参照。
- (10) 読売新聞、一九九八年一〇月一四日。

三、九〇年代の国民の生活と余暇・体力づくり

1、各省庁の体力づくり政策

九〇年代の国全体の「体力づくり関連予算」は図表1-2-1に見たように八六年には二五〇〇億円を割ったがその後バブル経済により上昇し、九一年のバブル経済崩壊以降も九四年に前年度比で一・五%の減少をしたものの再び盛り返し、以降再び九六年の四五三〇億円まで上昇した。が、それ以降は減少した。

これを省庁別の「体力づくり関連予算」の推移で見ると図表2-1-1のように、九〇年代に入って「自治省の地方債」の占める割合は飛躍的に大きくなり、九六年には二位の建設省の約一五〇〇億円を遥かに凌いで二三四〇億円で頂点となっている。他省庁の場合は主に「補助金」(それは総額の三分の一や定額)であり、補助金を受けた側、主に地方自治体に返済義務はない。しかし自治省の場合は「地方債」つまり地方自治体が施設建設をする場合、自前資金で不足する分を自治省から借金をするものであり、これは返済義務が有る。従って、八八年の三・五倍の伸びとそれ以降の急速な上昇は自治体の体力づくり関連施設建設における負債の拡大を意味している。

公共事業の場合、広義には国や自治体の予算での公共施策を言うが、国の場合その七割は建設省であり、二割が農林水産省、あとの一割が運輸省である。¹⁾六二年の全国総合開発計画(一全総)以来、その大半は道路、港湾、空港、ダム、堰、農道等の大規模な土建的国家建設のための、いわゆる「ゼネコン優遇」のための、生産基盤への浪費的出資であり、無駄、環境破壊、公害の原因ともなった。従って、生活基盤の、福祉的諸施設の建設は大きく遅滞したままであることは先述したとおりである。

ここで、各省庁の九〇年代における体力づくり関連施策と財政について触れておこう。

①自治省…九四年に「スポーツ振興と地域づくりに関する施策のあり方」（サッカー振興と地域づくりに関する調査研究会）を出した。これは同年四月に当研究会が行った調査「スポーツ振興に関する地方公共団体の施策等に関するアンケート」が基本となっている。九三年に発足したJリーグの爆発的なブームの翌年であり、サッカーが中心であるが、スポーツ全般を視野においている。この報告書では、スポーツが地域づくりにもたらす今日的意義として、スポーツ文化の享受/健康づくりの推進/良好なコミュニティの形成/地域の活性化/地域レベルの国際交流の推進の五点を上げている。

自治省は、地方公共団体が実施するスポーツ振興事業に対する地方債、交付税による財政措置である。施設整備とソフト事業があるが、後者では地域スポーツ施設の管理運営費や小中学校の体育施設を積極的に開放するために要する経費などもここに含まれるが、施設整備に比べれば微々たるものである。その施設整備では、地方公共団体が主体となっていく地方単独のスポーツ施設整備事業については、九三年度で見ると「ふるさとづくり事業」に約三五〇億円、「まちづくり特別対策事業」に約一二六〇億円が支援された。これらの事業を活用して、Jリーグ関連の施設として名古屋市の瑞穂陸上競技場（名古屋グランパスエイト）、川崎市の等々力陸上競技場（川崎ヴェルディ）の大規模改修事業や鹿島サッカースタジアム（鹿島アントラーズ）の新設備費等がある。

さて、先のアンケートによれば、「今後のスポーツ振興」をサッカーでというものが五二%と多く、二位の野球の三一%を大きく引き離している。Jリーグブームの反映である。また、今後地域でスポーツ振興を行っていく方法として、「地域の住民が日常的に参加できるスポーツ施設や組織の充実、活性化を中心とする振興」が九二%で、イベント型（二一%）、集客型（一七%）、プロ招致（二・五%）などに比べてダントツで高い。そしてその中でも施設整

備が最も多く、日本の地域スポーツにおける施設不足の深刻さを反映している。

さて、九五年から九九年度にわたる五年間に、自治省では「地域スポーツリフレッシュ事業」を行った。これは多様化・高度化する利用者のニーズに応えるために公共スポーツ施設のリニューアルを主体とした整備であるが、事業の七五％について「地域総合整備事業債（特別分）」で許可し、財政力に応じてその元利償還費の三〇―五五％を地方交付税措置をする、というものである。これによる事業実績は、都道府県四二八、指定都市七〇、市町村五五一で、事業数の合計二二二、総事業費は一〇四九億円である。

②建設省・建設費がこれまでと同様に圧倒的に多く、九〇年代の上昇も「施設整備費」の伸びとほぼ並行している。これは九〇年の日米構造協議による公共事業の拡大によるものである。同じように「事業振興費」は七〇年代、八〇年代を通して着実に上昇してきた。これは地域レベルでの「体力づくり関連」の諸事業が推進されてきたことを意味する。同じように、「組織育成費」「指導者養成費」も額は低いがその上昇は着実であり、特に九八年の財政構造改革「集中改革期間」の初年度時以降、「施設整備費」「指導者養成費」「事業振興費」のいずれもがダウンしたにも関わらず「組織育成費」だけはいっそうの上昇を続けている。

さて、都市公園事業費補助は、八八年に一気に上昇し、これまでの九〇〇億円弱から一〇七〇億円になった。そして九七年の一六一〇億円まで年々上昇した。九四年度は一七七億円であるが、この制度を利用して横浜国際総合競技場（横浜市）、長居競技場（大阪市）が建設された。建設省の場合はずべて「施設建設費」であり、このうち「都市公園」「国営公園」「大規模自転車道」「ウォーキング・トレイル」整備費等であり、公園内のスポーツ施設、サイクリングロード、ウォーキングロード等がスポーツには直結する。これは公共事業拡大のおこぼれである。

それでも日本の九五年度末の国民一人当たりの公園面積は七㎡（見込み）であり、欧米諸国並の二〇㎡の約三分の

一という低い水準であるために、二〇〇〇年には二分の一の二〇㎡を目指した第六次「都市公園等整備五カ年計画」（一九九六—二〇〇〇）を策定すべきであると、都市計画中央審議会は答申「今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか」を出した。この内、「運動公園」は一・五㎡を占め、緑の環境の確保ばかりでなく、災害時の避難所としても位置付けられた。特にＪリーグ発足直後の熱気の中で、「国際競技から地域のスポーツクラブまで幅広いニーズに対応できる各種サッカー場等スポーツ施設の整備」として、サッカーが位置付けられ、審議会の臨時委員としてＪリーグの川淵三郎代表も参加した。⁽²⁾これは先の自治省の「スポーツ振興と地域づくりに関する施策のあり方」と同様に、Ｊリーグ効果の一つであろう。

③労働省・七二年に、労働災害・職業病防止のための総合的法律である「労働安全衛生法」が、労働基準法から分離して制定された。その一環として労働人口の高齢化に対処するために労働省では中小企業に対して七九年から「シルバー・ヘルス・プラン（中高年齢労働者の健康づくり運動）」を始めた。それを定着させるために産業界に対するヘルスチェック研修と、事業場内での運動指導を担う指導者としてヘルスケア・トレーナー、ヘルスケア・リーダーの養成研修を実施してきた。

これを踏まえ、対象者を全労働者に広げて、八八年からは「トータル・ヘルスプロモーション・プラン（心とからだの健康づくり運動・ＴＨＰ）」を推進した。⁽³⁾これは中央労働災害防止協会に委託され、そこでＴＨＰ指導者養成とＴＨＰ事業とを推進している。九九年度のＴＨＰ事業費は一二億六二〇〇万円である。指導者は八つの領域に跨っている。「健康測定研修修了医師」「ヘルスケア・トレーナー」「ヘルスケア・リーダー」「心理相談員」「産業栄養指導者」「産業保健指導者」他である。このうち職場の運動指導は「ヘルスケア・トレーナー」と「ヘルスケア・リーダー」である。事業の方は、経営者健康づくり体験セミナー、職場健康づくり支援サービスである。

④文部省…八〇年代後半のバブル期に上昇し、九三年には八二年を初めて越えて、三〇〇億円台になったが、それもバブル経済崩壊によりその後横這いから減少している。(図表1-3-5) スポーツ政策の統括機関である文部省については後述する。

⑤厚生省…文部省に次いで大きな役割を担ってきた。衛生、生活改善事業以外にも、健康促進事業があり、文部省と隣接する部分も多い。しかし九三年の七四七億円までは七〇年代から一貫して上昇してきたものが、バブル経済崩壊には少しずつ減少し始めている。

「健康休暇に関する検討会」が九二年四月に最終報告書を出し、「我が国は年間総労働時間が二千時間を超え、欧米に比べ二〇―二百五十時間長く、サービス残業、長い通勤時間などで自由時間は一層少ない『休暇後進国』を指摘」した。家族が休暇を過ごすことができるよう子どもが休んだ場合、「社会見学休暇」として欠席扱いしない制度を作ることなどを検討課題とした。休暇を過ごす場所については観光地とは異なり、長期滞在が可能で成人病予防、禁煙指導、趣味、運動などを組み合わせた健康保養プログラムを提供できる新しい型の保養地を挙げ、プログラムに関わる保健婦、健康運動指導士らのマンパワーを養成するよう求めた。またスポーツ施設、遊歩道などの整備が必要であるとしている。サラリーマンが有給休暇のうち平日五日間を連続して休める制度の整備を求めた。

⑥社会保険庁…バブル経済崩壊も「無関係に」八〇年以降着実に毎年右肩上がりですり上がり、九八、九九年には厚生省を抜いた。社会保険庁は「事業振興費」のみであり、主に生活習慣病予防検診、健康・体力づくり事業が主である。ますます深刻化する生活習慣病対策費の上昇であり、スポーツとは表裏の関係にある。

(1) 五十嵐敬喜・小川明雄『公共事業をどうするか』岩波新書、一九九七年、六頁。

- (2) 建設省都市局公園緑地課「都市計画中央審議会答申『今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか』について」
『公園緑地』一九九五年九月号。
- (3) 『職場の健康づくりガイド』平成二一年版、労務行政研究所、二二頁。
- (4) 『健康休暇のすすめ——健康のために休暇をとることがあたりまえの社会をめざして——』一九九二年四月一六日。

2、国民のスポーツ活動の実態

先ず、国民の労働時間は、一九八八年の年間二二一時間から減少し、九一年のバブル経済の崩壊を経て九四年の一九〇四時間まで減少した。(図表1-1-1) しかしその後若干増えて再度減少し、九八年には一八七九時間となっている。不況による中小企業の仕事不足、一方パート化の増加、大量首切りというリストラ、そしてまさに「過労死」を生む「サービス残業」の隠された増加は含まれていない。

その一方で完全失業率は上昇し続け、二〇〇二年には五・六%にまで達している。イギリスの場合、八〇年代以来のスポーツ・フォー・オール政策の一環に失業者へのスポーツ普及を位置付ける方針をスポーツカウンシルが提起し、多くの自治体がそれを実施したが、日本の場合、失業者のスポーツ参加は未だに「贅沢品」であり、自治体の施策外である。

余暇市場全体では九二年のバブル経済崩壊までは順調に伸びていたが、その後は停滞し、九五年以降は漸減し始めている。(図表2-2-1-9) これをスポーツ分野に絞ってみると、九二年までは支出が順調に伸びていたが、バブル経済崩壊以降は明らかに漸減し始めた。直接的には割合の最も大きいのはスポーツ服やその他の用品類であり、次いで「施設・スクール」関係の減少であることがわかる。(図表2-2-1-10) これを家計の側から見ると、やはり用品類が最

大の減少項目である。(図表1-1-4修正版)

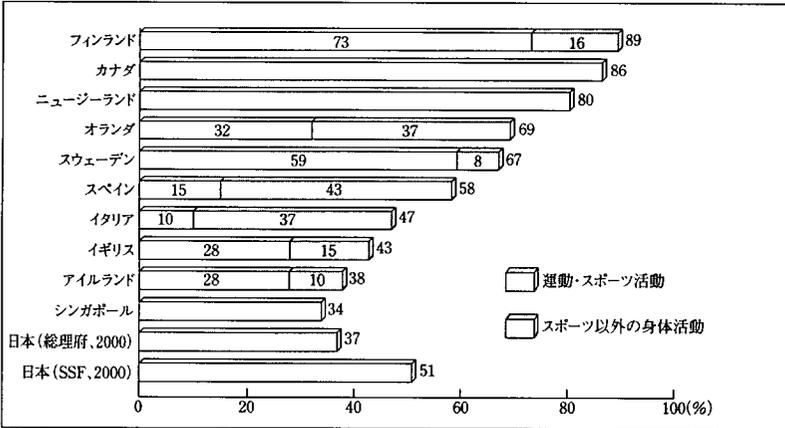
そして国民のスポーツ参加総数は同様に九三年を頂点として、九四年以降は三億六千万人から三億人弱へ減少した。(図表2-2-7) こうして、バブル経済崩壊以降はスポーツへの国民の総参加数、消費支出も減少している。

だが、国民の生活の力点の置き方では九〇年代に入って「レジャー・余暇生活」が九〇年代に入って三七%台を維持し(図表1-1-3)、他を圧倒しているが、その一環として九〇年代に入っているスポーツ経験の実情は、「週に二回」「週に三日以上」が少しずつ上向き傾向にある。(図表2-2-8) しかし、図表からも分かるように、八二年以降あまり大きな変化をしていない。これは「クラブ・同好会への加入」状況と連動していると言える(図表2-3-2)。八〇年代以降おおよそ三〇%で変動が無く、九〇年代に入ってはむしろ漸減している。それでも八八年と九一年調査では若干上昇し、九四年調査で大きく低下し、二〇〇〇年には二五・二%と大きく減少していることは、単にスポーツ施策側の問題ばかりでなく、不況による国民生活の諸困難の反映も考慮しなければならない。国民のスポーツ参加総数の漸減傾向と考え併せると、バブル経済崩壊後の不況と消費税率のアップがいかに国民のスポーツ参加にマイナスの影響を与えているかが分かる。

因みに、成人の「週一回以上」スポーツを実施する割合の国際比較を見ると図表3-3-1のように、先進国の中で日本は極めて低い位置である。国内の多少の伸びで一喜一憂するのではなく、もっと世界的動向の中で考えるべきである。

これをスポーツへの世帯別消費(図表1-1-4)で見ると、九〇年に入って年間のスポーツ関係への支出は四・五万円台に乗り、九三年には五万円弱、全生活費の一・八八%までに上昇した。これは生活におけるスポーツの占める位置の大きさを示すものである。

図表 3-3-1 運動・スポーツ人口の国際比較 (成人人口の週1回以上の実施者の割合)



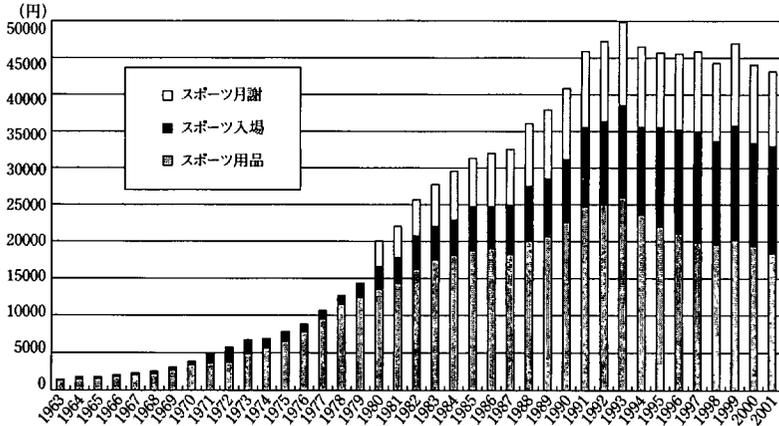
(参考資料) Canadian Fitness and Lifestyle Research Institute. Physical Activity Monitor (1999)/ Hillary Commission Sport and Physical Activity Survey (1997)/UK Sport, Comitato Olimpico Nazionale Italiano (CONI), Sport England Sports Participation in Europe, COMPASS (1999)/ Singapore Sports Council National Sports Participation Survey (1997)/総理府「体力・スポーツに関する世論調査」(2000)/SSF「スポーツライフ・データ」(2000)

出典：『スポーツ白書 2010』SSF 笹川スポーツ財団, 2001年3月, 36頁。

しかしバブル経済の崩壊以降九九年に若干の持ち直しがあったが、二〇〇一年までほぼ一貫して下降し、スポーツ領域における国民の消費力は低下していることが分かる。このうち、「スポーツ月謝」と「スポーツ入場」つまり施設使用料はあまり変化していないが、「スポーツ用品」への支出が大きく減少し、それがバブル経済崩壊後のスポーツ支出の減少の内実である。

「ここ数十年の税制と社会保障制度は、累進度の緩和、マル優の廃止、消費税の導入と税率アップ、社会保障給付の削減と保険料アップ等に代表されるように、再分配政策の弱体化の道」を辿り、「わが国の所得分配は不平等に向かっている」⁽¹⁾。経済学者橋木によれば福祉国家の目的は大まかに次の三つである。「第一は、民間部門ではなかなか提供できない財やサービスを公共部門が介入することによって提供するものである。典型的には外交、教育、警察、病院、老人ホーム、道路や橋、等の公共財の提供である。第二は、国民の生活水準を維持するために、生活保護制度、医療や年金のような社会保障制度の

図表 1-1-4 家計に占めるスポーツ支出



出典：総務庁統計局「家計調査年報」より作成

* 「スポーツ用品」には1963～79年までは「スポーツ用品」「ボール」「野球用具」「他の運動用具」を含み、80年からは「ゴルフ用品」も含む

* 「スポーツ入場」には79年までは「観戦料」と「ゲーム代」を含み、80年代からは「観戦料」と「スポーツ施設使用料」である。しかしそのうち、使用料が95%を占めている。

設立・運営を行う。「ナショナル・ミニマム」「シビル・ミニマム」の概念によって、基本的な人権の思想に基づきながら、すべての人に基本的かつ普遍的に生活を保障する考え方である。第三は、所得や資産分配の不平等を是正するために、諸々の政策を行う。すなわち再分配政策の遂行である。租税制度と公共支出がその手段となりうるが、社会保障制度にもその役割をもたせることである。」(三六―七頁) こう考えると日本は福祉国家ではな(四一頁) く、先述のように、九〇年代はバブル経済の崩壊以降は国民への資産配分の不平等化が進行していることは、先の消費に占めるスポーツ支出の割合を見てもその一端は垣間見ることができる。

(1) 橋本俊詔『日本の経済格差』岩波新書、一九九八年、二〇六頁。

四、自治体とスポーツ

1、バブル経済の崩壊とリゾート計画の崩壊

自治体も自治省より行政「改革」を迫られ、特に職員の定員削減が至上命令とされた。そのため、多くの自治体ではスポーツ政策においても第三セクターを設置し、人件費は削減したが、実質は自治体からの出向という形式で、事業費名目の支出でそれを補填するというトリックめいた施策で対応せざるを得なかった。これは自治体においても住民サービス上削減できない側面であったからでもある。自治体の生涯スポーツ担当職員数はそうした圧力にもかかわらず、八六年から九四年には約五〇〇〇人も増えている。(図表1-3-3)その後、第三セクターによる施設の管理・運営の委託が進行し、自治体の社会体育職員の削減、行事縮小・廃止、民営化等、それに伴ってこれまでそれらの「下請」となってきた地域体協の財源も枯渇し、組織の停滞化に直面しているところもある。地域住民のスポーツ要求の拡大の一方で、それらを誰がどう組織化するかが大きな課題である。

首相の諮問機関である国民生活審議会は最終報告「豊かな時を創るために——新しい余暇社会と生活文化の創造に向けて——」(九〇年四月一日)を提出した。報告はゆとりのある余暇生活を実現する重点施策として以下の三点を強調した。

年次休暇など連続休暇の取得促進／余暇憲章の策定／余暇環境の充実

しかし、中間報告に盛り込まれた「余暇促進基本法(仮)の制定」やサマータイム制の導入など、柱になる余暇政策はすべて今後の検討として大きく後退した。⁽¹⁾つまり、リゾート諸施設の活用的前提となる国民の余暇生活は企業の反対

によってもろくも破産した。こうしてリゾート計画の前提が崩壊した。

また、「多額の資本をつぎ込んで開発・建設されたこうしたレジャー施設やリゾート地で供給される財やサービスの価格は、当然のことながら高い」ことも、その後のリゾート経営の難点であった。⁽²⁾ 徐々に始まりつつあったリゾートクラブに、会員が増え過ぎて利用できなかつたり、内容が契約と違つとか、トラブルが目立ちはじめた。こうした中で、日弁連は法規制を求め通産、建設の両省へ意見書を提出した。⁽³⁾ また、関東弁護士連合会では「リゾート開発の理想と現実——誰のためのリゾート開発か」⁽⁴⁾ についてシンポジウムを開催し、リゾート法（総合保養地域整備法）の廃止を求めた。こうして矛盾を露見しつつあったリゾート開発はリゾート法施行（一九八七年六月）以降の初の統一地方選で、巨額資金をつぎ込む開発が大きな争点となつた。

そしてリゾート法により「国土の二〇％をリゾート地に変える」という夢のような目標を掲げてから一〇年余り、施設の建設に力点を置き、運営面のノウハウを軽視したため、出来たのは巨大な箱ばかり。民間活力を引き出すはずが、なかなか一本立ちできず、五年で打ち切る予定だった税制上の優遇措置も延々と続いている。失敗の原因を辿ると、「多額の税金投入が、逆に民間活力をそぐ」という皮肉な構図が浮かび上がった。⁽⁵⁾

そればかりでなく、リゾート法施行から一〇年、法施行後に出来る予定だったリゾート施設の八割近くが着工されていない。⁽⁶⁾ 現在進行中なのは、計画を現実路線に軌道修正したものの他、農業公園など「小規模・地元密着型」、行政主導の「地域振興」型が多い。

(1) 読売新聞、一九九〇年四月二二日。

(2) 榎渥俊子「自然や地域の破壊招く余暇の産業化・商品化」朝日新聞、一九九〇年二月三日。

- (3) 朝日新聞、一九九〇年五月二四日。
- (4) 赤旗、一九九〇年一〇月七日。
- (5) 日本経済新聞、一九九七年八月三日。
- (6) 日本経済新聞、一九九八年八月三日。

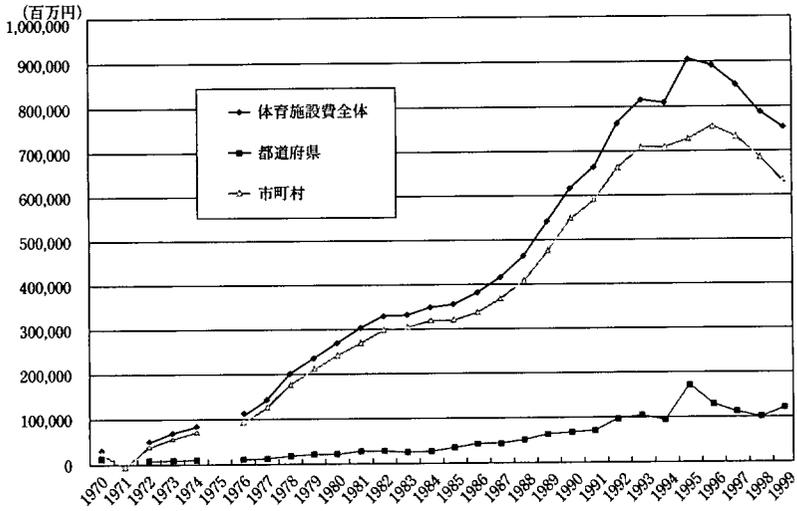
2、自治体のスポーツ行政

(1) 住民のスポーツ要求の拡大

九〇年代に入ってから地方自治体での「生涯スポーツ担当部局」の設置数(図表1-3-2)は過去最大の一九〇であり、全体の一・五%と、約五分の一が九〇年代の四年間に設置され、スポーツ振興計画設置市町村数も九一〜四年の四年間に四〇六と、この四年間だけで過去の半数近くを占めている。生涯スポーツ担当職員数も八六年の一万二千余人から九四年には一万七千人と、三五%の急増を示している。(図表1-3-3)そして一都道府県当たり三〇・一名となった。教育委員会事務局が三八二名、地方教育事務所が四三三名、教育委員会所管体育施設が五九九名である。スポーツ宣言をしている都道府県は群馬、山梨、岐阜、高知の四県。スポーツ振興事業財団設置は二都府県。スポーツ振興基金等の整備は一三府県。スポーツ指導者、何らかの有資格者四二、八七五名、八八年からの文部大臣認定の社会体育指導者養成事業による指導者は九三年一〇月現在で五三、七一二名に上った。⁽¹⁾

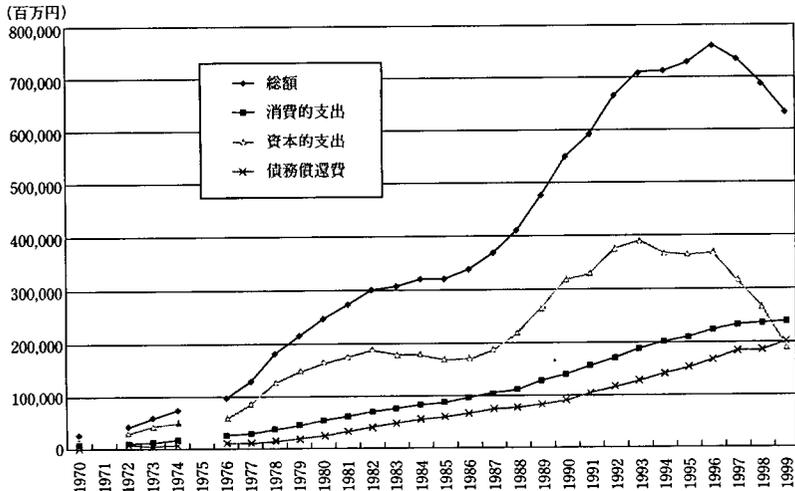
住民に直接に接する地方自治体では、中央政府からの「行革」による締め付けの中でも、住民サービスを落とす自治体とそれを維持あるいは更に向上させる自治体とに分離し始めた。自治体のスポーツ条件の整備はヨーロッパとの比較では絶対的に遅れてはいるが、日本国内での比較では、既に一定の条件を確立しつつある大きな自治体では、行

図表 1-3-12 全国自治体の体育予算



出典：「地方教育費調査報告書」文部省，1970～1999年より作成。

図表 1-3-13 全国市町村社会体育予算



出典：「地方教育費調査報告書」文部省，1970～1999年より作成。

政部門の縮小、行政職員の定員削減、行政サービスの減量化、受益者負担の強化、事業の民営化等を進めようとしている。一方、いわば、「福祉途上地域」では、国からの「公共事業推進」策の強制下にありながらも、これまでのサービスを削減せず、現状維持か向上を推進せざるをえないのも実態である。

図表 1-3-12、13（前頁、修正版）に見るように、九〇年代に入ってから自治体のスポーツ予算は一貫して上昇し、地方財政の逼迫した中でも、住民の要求に対応しようとした。この点はスポーツの公共的支えの一層の伸展を示している。しかしその一方で、「債務償還費」の増大も忘れてはならない。国の援助の少ない、あるいはその割に審査が厳しい中で、自治体の多くは独自財政で施設を建設した。

ところが九六年度の七六〇〇億円を頂点としてそれ以降は急速な減少を示し、九九年度は六三〇〇億円にまで減少した。その中心は、資本的支出の減少によるものだが、九九年度には消費的支出や債務償還費よりも減少しついに二〇〇〇億円を割ってしまった。こうして自治体のスポーツ施設建設は、少ない施設がさらにいっそうに増えない状態となった。

(2) 自治体行革——スポーツの営利化——

ところで、九〇年代の後半に自治体のスポーツ行政上、そして自治体のスポーツ観をめぐって大きな転機が起きた。九〇年代後半に東京都と東京都区部で多くの自治体行革が進められ、公共施設の運営における住民の受益者負担率（収支比率）が大きな議題となった。⁽²⁾

「北区緊急財政対策」（一九九年八月）では「利用者負担率（収支比率）」は図表 3-4-1 のように、スポーツ施設は第 3 象限の（選択的・採算的サービス）となり、「民間においては市場原理により提供されているサービスであるが、

図表 3-4-1 東京北区の受益者負担

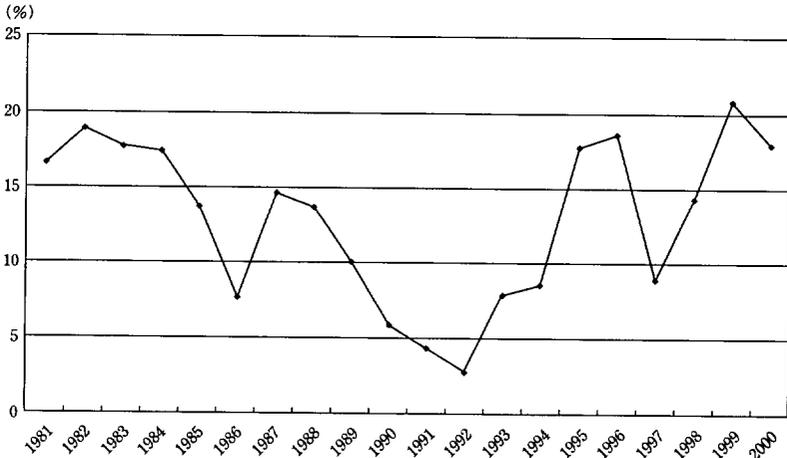
| | | | |
|----------|---|---|---------|
| 非採算的サービス | | 第1象限 | |
| 第4象限 | <p>《選択的・非採算的サービス》</p> <p>50%—博物館、健康増進センター</p> <p>市場原理によっては提供されにくいサービスで行政が中心になって提供しているサービス</p> | <p>《基礎的・非採算的サービス》</p> <p>0%—小中学校、障害者施設</p> <p>25%—幼稚園</p> | 基礎的サービス |
| 選択的サービス | <p>《選択的・採算的サービス》</p> <p>75%—体育・文化施設</p> <p>100%—駐輪場</p> <p>民間においては市場原理により提供されているサービスであるが、行政としても提供しているサービス</p> | <p>《基礎的・採算的サービス》</p> <p>50%—当面なし</p> <p>法令等に基づき提供している行政サービスであり、区民が日常生活を営む上で基本的・必需的なサービス</p> | 基礎的サービス |
| 第3象限 | 採算的サービス | 第2象限 | |

行政としても提供しているサービス」となり、最も公共性が低い領域と考えられている。最も一〇〇%は駐輪場であり、スポーツ施設（野球場、テニスコート、サッカー場、体育館、トレーニングセンター、プール・温水も含む）はすべて七五%負担である。

葛飾区の「使用料等の見直しについて」（一九九九年八月）は、スポーツ（社会体育施設）は第2象限（基本的・採算的サービス）の五〇%に位置し、北区とは異なる。また新宿区の場合、スポーツ施設は第4象限「非市場的・選択的」に「スポーツセンター」、「野球場」等が位置付けられ、第3象限「市場的・選択的」な領域に「スポーツセンター（大・小体育室、プール、大会議室）」等が位置付けられている。こうして、スポーツとスポーツ施設観は同じ都内でも一定の開きがある。

東京区部の場合、分類の範疇がある共通のテキストに基づいているように思えるが、同じスポーツ（社会体育）施設でも、第2、第3、第4象限にまたがっている。（しかし第1象限はない。）このことはスポーツ観、スポーツ施設観に首尾一貫した理論が無いことの証明である一方で、高料金化で

図表 3-4-2 浦和勤労者体育センターの収支比率



は共通している。と同時に、それぞれ、何故五〇%あるいは七五%負担なのか、その理論的根拠は一切示されていない。

ところで、図表3-4-2は埼玉県旧浦和市の社会体育施設の収支比率である。支出には人件費が含まれておらず、もしそれを含めるなら、収支比率の割合はもっと小さくなるであろう。八〇年代当初は一七―八%で全国平均であったが、八〇年代後半から九〇年代前半には低下して九二年には三%にまでなった。これは施設の修理費支出があり、一方利用者収入が減ったためである。しかし九〇年代に入ってもその比率は平均一五%程度である。こうして、住民の負担率を出来るだけ低く抑えながら、施設を提供している。

以上のように、全ての自治体が地方行革の方針、新自由主義的な市場化、民営化、あるいは有料化（独立採算化）で貫徹されているわけではない。全国の小さな自治体では、社会体育の「途上地域」として社会体育の普及がこの一〇年に大きく進んだ所や、自治体規模が小さくて民営化に適さず、自治体直営で、しかも施設使用料を無料で開放している所も未だ多い。そればかりでなく、大都市圏でも上記の旧浦和市と同様にその収支比率を低く抑えている所も多い。

(3) 自治体をめぐる状況

一方、この間、首都圏で、一頃ブームを呼んだ会員制スポーツクラブの閉鎖が続き、民活路線が地価高騰の中で経営不振に陥り⁽³⁾だした。全国のテニスクラブも八五年には一七七〇に上ったが八九年には一一〇〇へ減少した。バブル経済の真っ直中でも、スポーツの営利化、市場化が必ずしも地域住民の十分な支持を得られるとは限らない事を示している。

首都圏では急激な人口増に公共スポーツ施設の整備が追い付かない、そのため自治体が私有地を借り上げてスポーツ広場に開放しているところが多いが、このところの住宅難や地価騰貴の煽りを受けて、この制度も曲がり角に⁽⁴⁾来た。とはいっても東京多摩の市町村では体育施設は大手企業からのレンタルも多くな⁽⁵⁾った。当時は企業のリストラも未だ緩やかであり、それが可能だった。

当時、自民党「体育・スポーツ振興に関するプロジェクトチーム」が中間まとめを出した。これによれば、①全国の広域市町村圏約三百カ所に「広域スポーツセンター」を設ける、②スポーツ功労者の顕彰機関「スポーツ院」などを創設する、というものである。この案の確定後に、プロジェクトチームは一気に「サッカーくじの導入」へ邁進した。そしてスポーツ振興施策は、①「トップレベルのスポーツ活動」として九六年のアトラクタ、九八年の長野五輪大会の選手強化を目指した「メダルプラン」、②市民スポーツ施設の整備を図る「コミュニティ・スポーツプラン」の二本立てを組んだ。これらの施策は、高度化と大衆化の双方にとって妥当なものである。そして政権党のプロジェクトであるところに、大きな意義があったが、これが政府の施策としてどれだけ取り入れられたかは疑問である。そして九三年のJリーグ発足と同時に、町興しJリーグ誘致とW杯もにらみ、自治体「鹿島」詣でが頻繁となった。四七都道府県の主な開発プロジェクトの中に、サッカー場など宮城、静岡、福島県など新顔から続々と出された。⁽⁶⁾

文部省はこの時期、国民スポーツ、地域スポーツの振興のために企業スポーツ施設の一般開放の促進に九四年度から乗り出し、モデル事業を計画した。全国の企業スポーツ施設は二万三千。その内現在の開放は二割程度と推測されている。取り敢えず五〇%をめざした。⁽⁷⁾しかし、大規模競技場も巨額の市債で建設した横浜市は国の借金を肩代わりした。地方自治体の借金が膨らむ一方、全国の自治体の借入残高は総額一三六兆円を超えた。五年前の約二倍である。国の財政事情悪化の煽りで補助金が減らされる一方、地域経済振興のため自治体の単独事業が増大し、その財源を地方債で手当した。⁽⁸⁾自治体を借金へ駆り立てているのは国の歳出抑制政策であり、財政再建のため国は八五年度から補助金の補助率削減を実施した。

学校開放「クラブハウス」の補助金の一一億円分は「効果薄い」と、会計検査院が文部省に指摘した。利用ゼロの施設もあるようだ。この制度は一九八二年に始まり、三分の一を国が補助するものだが、行政の押しつけ的補助金給付の悪しき実例でもある。

この時期、消費税増税に伴うスポーツ施設の値上げが各地の施設で起き始め、利用者を苦しめた。東京都では「財政健全化計画」によって原価回収を図るとして、施設使用料が三五〇円から一気に九〇〇円にも値上げが計画された。⁽⁹⁾それと併行して正規職員が減らされ、民間委託でトラブルが増えたが、さらに削減をねらった。しかし、「人件費名目の予算を減らしても、委託費という形で新たに消費している」というトリックめいた施策もある。この結果、東京都スポーツ施設関連職員は一九七八年の一六〇人から、九四年までに六六人減らされた。しかし、委託への総額四億五百万円であり、これは約五〇人の正規職員分である。

これに対し、スポーツ七団体は東京都に値上げしないよう要請・請願した。⁽¹⁰⁾これにはバスケットボール日本リーグ機構、日本体操協会、日本バレーボール協会、新日本スポーツ連盟東京都連盟等が賛意を示し、共同に行動した。

某町のスポーツ施設の管理状況

| 施設の種別 | 施設名 | 補助事業名等 | 整備年度 | 管理者 |
|---------------|----------------------------------|----------------------------|-------------------|-----|
| 野球場 (運動広場) | 総合グラウンド | 単 独 事 業 | 昭和 45 54 61 | 町教委 |
| | 北部グラウンド | | | |
| | 南部グラウンド | | | |
| 体 育 館 | e ₁ 体 育 館 | 工業再配置促進事業 (通商産業省補助) | 53 | |
| | 総 合 体 育 館 | 社会体育施設整備事業 (文部省補助) | 56 | |
| プ ー ル | e ₁ プ ー ル | 同 上 | 50 | |
| | 町 営 プ ー ル | 同 上 | 58 | |
| テニスコート | 総合グラウンド テニスコート (3面) | 単 独 事 業 | 58 | |
| | 北部グラウンド テニスコート (1面) | 県の補助事業 | 54 | |
| | e ₃ 公園 テニスコート (7面) | 公園事業 (建設省補助) | 61, 62 | |
| 球 技 場 | 総合グラウンド球技場 | 単 独 事 業 | 45 | |
| | 緑 地 広 場 | 農村地域工業導入特別交 付事業 (通商産業省) | 52 | |
| 弓 道 場 | E ₂ 町 弓 道 場 | 単 独 事 業 | 61 | |

(注) 当庁の調査結果による。

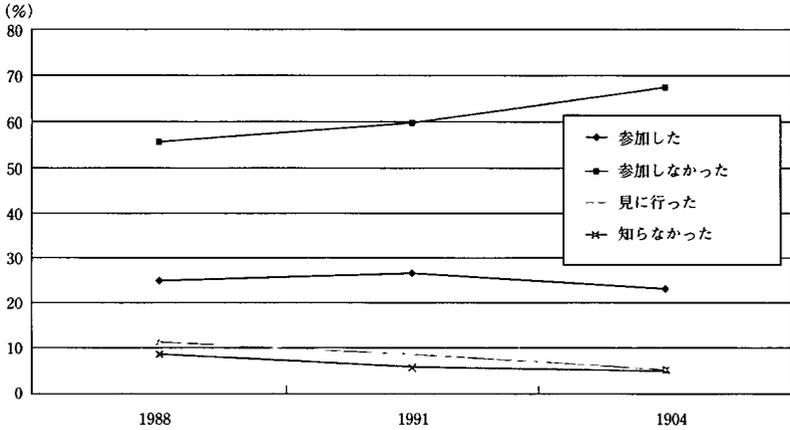
出典：総務庁行政監察局『スポーツ振興対策に関する行政監察結果報告書
—生涯スポーツを中心として—』1990年4月、34頁。

東京都は九八年一二月のスポーツ施設使用料値上げ案を提出した。「社会生活統計指標」九九年版によれば、人口百万人当たりの公共スポーツ施設数は東京都は全国で下から三番目、全国平均が五二〇・六に対して一九九・七というひどいものにも関わらず値上げした。

さて、九〇年代中頃になると、東京一極集中の中で、全国の自治体は「スポーツによるまちづくり全国自治体サミット'99」(北海道士別市、朝日新聞などが後援)を開催し、スポーツイベントや合宿地の提供、ネットワークを作ることを狙った。健康都市宣言などスポーツをまちづくりに掲げる地方自治体は全国で五百を越した。⁽¹⁾

その他の省庁の補助金、地方債を受

図表 3-4-4 地域のスポーツ行事への参加状況



出典 内閣総理大臣官房広報室「体育・スポーツに関する世論調査」より。

けて自治体では自らの大きな予算を配分してスポーツを運営するが、特に施設面だけを見た場合に、図表 3-4-3 のような施設状況になる。⁽¹²⁾ これはある自治体の例であるが、二つの体育館はそれぞれ通産省と文部省の補助を得ており、プールは文部省の補助金、テニスコートは県の補助事業と公園事業として建設省補助である。また、緑地広場は通産省補助である。その他はすべて町の単独事業である。このように同じ町内のスポーツ施設でもこのように複雑である。しかし、管理者は町の教育委員会で一括している。

文部省のスポーツ関連予算は図表 1-3-5 のように、バブル経済の崩壊以降は停滞、九〇年代後半は漸減の傾向である。地方自治体のスポーツ関連予算も総体では図表 1-3-12、13 に見るように、九六年まで伸びているが、その伸びを支えたのが消費的支出と債務償還費である。後者の伸びは余り歓迎される事項ではない。とすると、事業などの消費的支出のみであり、九三年を頂点としてその後急激に減少したのが資本的支出（土地や建物）であり、九九年にはついに債務償還費より低下した事は先述した。

さて、八〇年代後半から九〇年代中頃に掛けての「地域スポーツ行事への参加状況」⁽¹³⁾（図表 3-4-4）を見ると、参加した割合は二

五％程度であり、参加しなかった割合が圧倒的に多い。しかも後者の割合が年々上昇しているのは、国民の多忙化、生活上の諸矛盾の激化、地域的人間関係の弱さ、そして関心の多様化等を反映しているものと思われる。現に、「知らなかった」という割合は減少しており、自治体の広報活動は反映されている。

ところで、調査における本項目は、次回以降削除された。住民と地域スポーツの実情を考える上で重要な内容であり、残念である。

総じて、九〇年代の国民のスポーツ参加は、バブル経済の崩壊、そしてその後の失業率の増大等の生活の困難さの拡大する中で、厳しい局面に立ち至っているのが実情である。

- (1) 「地方公共団体の生涯スポーツ振興体制に関する調査(都道府県版) 報告」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九四年七月号。
- (2) 内海和雄「新自由主義下のスポーツ政策——市場化と公共化の対抗——」『二橋論叢』第二二八巻第二号、二〇〇二年八月号。
- (3) 赤旗、一九九〇年八月二〇日。
- (4) 朝日新聞、一九九〇年一〇月二二日。
- (5) 読売新聞、一九九二年五月七日。
- (6) 日本経済新聞、九六年八月一日。
- (7) 日本経済新聞、一九九三年九月二九日。
- (8) 朝日新聞、一九九六年二月八日。
- (9) 赤旗、一九九七年六月二二日。
- (10) 赤旗、一九九七年二月一七日。

(11) 朝日新聞、一九九八年八月七日。

(12) 総務庁行政監察局「スポーツ振興対策に関する行政監察結果報告書——生涯スポーツを中心として——」一九九〇年四月。

(13) 内閣総理大臣官房広報室「体力・スポーツに関する世論調査」一九九四年。

五、文部省の九〇年代のスポーツ政策

1、スポーツの行政監察

保健体育審議会答申「二一世紀に向けたスポーツの振興方策について」(一九八九年二月)は、主要には競技力向上策を盛り込んだ初めての答申であるが、地域スポーツ振興策についても触れている。この答申の作成に併行して八八年の七月九月に総務庁行政監察局による「スポーツ振興対策に関する行政監察——生涯スポーツを中心として——」⁽¹⁾が出された。内容は主に以下の三領域である。それぞれについての勧告があるが、それに対する文部省の「回答」⁽²⁾「その後の改善措置」も報告された。以下に概要を述べる。

①生涯スポーツ振興対策の見直し

ここでは「地域における生涯スポーツ振興事業の効果的実施」と「スポーツ施設の利用者サービスの向上」「スポーツ施設の重点的・効率的整備」の三点が指摘された。これに対して文部省は九一年に『人・スポーツ・未来——生涯スポーツ先進事例を集めて——』⁽³⁾を作成し、生涯スポーツの推進事業や施設の利用者サービスへの対応を行っている」と応答した。また施設の重点的、効率的整備については労働省と建設省も鋭意努力中であることを報告した。

②学校体育施設の開放の促進

この領域では「公立小・中学校の体育施設の開放の促進」「国立大学の体育施設の開放の促進」であるが、八七年の調査対象市町村の学校体育施設の開放状況を見ると、屋外運動場では小中学校で六九・九％、体育館で七七・七％、そして水泳プールでは一・一％と極端に低い。(九五頁)しかし開放の内実は、年間五〇日以上の開放は屋外運動場で七三％、体育館で九一・五％となっている。因みに五〇日以下はそれぞれ二七％と八・六％である。

これに対して文部省は事例を紹介し、また「生涯スポーツ推進市町村担当者会議でその趣旨を徹底した」と応えた。また、九〇年代の文部省はスポーツ施設建設の方針がほぼ無に等しく、もっぱら学校開放策を推進することになる。その結果、「我が国の体育・スポーツ調査」においても学校体育施設開放の実態調査が強調された。こうして、九六年調査では開放度が屋外運動場八〇・二％、体育館八五・一％、水泳プール二九・五％、屋外庭球場一九・七％に改善された。

③ 国体の運営の改善

国体については、「国体の開催に係わる基本的な共通ルールの策定」「国体の開催に伴う学校教育への支障の防止」である。特に前者では開会、閉会時のマ스ゲーム練習への小中高生の参加強制が常軌を逸しており、日常教育が疎かにされている点を指摘し、改善を求めた。また六四年の一八回新潟大会以来の開催県の総合優勝の陰で、そのための有力選手を主に体育教員として集中的に雇用し、その後数年に渡って採用ゼロ等の異常な採用実態の改善を求めた。これに対し文部省は前者に対しては検討中であり、後者については各都道府県教育委員会への指導を行っていると報告した。

しかし、国体は実際には地域活性化のことであり、スポーツを盛んにする好機とあって、簡素一本槍には限界もあるようだ、⁽⁴⁾との意見もあり、具体的な対応策は見いだせない。

こうした問題の放置により、国体の矛盾はますます激しいものとなり、九八年八月にはついに、国体開催七県会議（国体の開催が決まっている七県、神奈川、熊本、富山、宮城、高知、静岡、埼玉）が「国体の簡素化と効率化」について同じ開催主体である国と日体協に要望書を提出した。特に共催者としての「応分の経費負担」を要求した。それだけ矛盾は激化していた。こうした要望自体が異例のことである。（国体については後の日体協でも扱う。）

以上の内、結局は学校開放のみしか進展していない。

(1) 総務庁行政監査局編『スポーツ振興対策の現状と問題点——総務庁の行政観察結果からみて——』一九九〇年六月。

(2) 総務庁行政監察局『スポーツ振興対策に関する行政監察——勧告・回答・その後の改善措置状況対照表——』一九九二年一月。

(3) 文部省『人・スポーツ・未来——生涯スポーツ先進事例を集めて——』一九九一年五月三一日。

(4) 朝日新聞、一九九〇年五月二〇日。

2、九〇年代の教育政策——中教審答申と生涯学習振興法制——

(1) 学校教育

九〇年代に入り教育費と学力形成の両方の視点で「高コスト」「非効率」であると考えた財界は、新たな「教育改革」を求めた。その中心が「学校スリム化」による義務教育費削減（公共性の破壊）、民営化、つまり「学校経営の自由化、市場化」であり、一方「新学力・評価観」の導入を中心とする「学力形成の競争化、市場化」、差別選別の新たな再編成である。⁽¹⁾

こうした要求を典型的に示したのが経済同友会「学校から「合校」へ」(一九九五年)である。ここでの基本的認識は、学校は肥大化しすぎた、だから現在の機能を「基礎・基本教室」「自由教室」「体験教室」の三つに区分して、学校の分担を基本的には第一の項目に収斂して軽減し、スリム化して、あとは地域や教育産業へ任せろという論理である。この他、新自由主義的なトーンで、同じような多くの答申類が出されている。⁽²⁾既存の教育体制では今後の「メガコンペティション」の時代を生き抜く学力を形成できないとする財界の危機感の反映であり、中教審への圧力である。以上の動向を集約する形で中央教育審議会第一次答申「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(一九九六年)が出された。その主要な特徴は以下のとおりである。

① 「生きる力」、そのための「ゆとり」を強調する。だが、この間の学校教育におけるいじめの原因、ゆとりを無くしている原因については総花的で、むしろ原因を曖昧化し、その上で末梢的な対策提示をしている。また「学校・家庭・地域の連携」を教育委員会が主導して行う。

② 「新学力・評価観」の矛盾、つまり差別選別と落ちこぼしの合理化による「いじめ」や「自殺」の激化などが九〇年代の中盤になって多く露見しているにも関わらず、相変わらずそれを踏襲している。

③ 「学校・家庭・地域の連携」のうち、学校について、教員定員の増加、クラススの児童・生徒数の欧米並化など、部分的には傾聴すべき提案もある。教科再編や教育内容の「厳選」は今後の教育課程審議会に対応する。家庭に対してはその教育力の低下の弊害を指摘しているが、あとは家庭の意識の持ち方に重点が置かれている。「企業中心の行動様式」による父親の多忙さの指摘はあるが、企業への理解を要望するだけで、あとは父親の家庭・地域参加を強調するだけである。地域では、教育委員会の主導の下に、「地域教育連絡協議会」や「地域教育活性化センター」等の設置によって、上からの組織化を意図している。「学校スリム化」によって地域に放出された諸機能はこうした地域

ボランティアないし教育産業が受け皿となる。そのために「学社連携・融合」や「地域・家庭・学校の連携」がやら強調され始めている。

(2) 社会教育

八七年のリゾート法の成立以来、産業界は生涯学習の名による社会教育への市場原理の導入、地域の観光資源の開発や各行政機関の社会教育行政への浸透を狙って各省庁間の連携を図り、施策の進展をよりいっそう強化するために、「生涯学習振興法」(一九九〇年五月)を閣議決定した。当然にこれまでの文部省中心の社会教育の再編も計画された。⁽⁴⁾

「二〇兆円産業」といわれる教育、文化、スポーツ分野への民間企業の進出を体制的に保障すると同時に、国民の学ぶ権利を制限し、国のコントロールを招くものと危惧された。同年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」、九二年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」があり、「地方行革」の一環として社会教育の権利性や公共性、公的責任が曖昧化され、受益者負担化、市場化が進められた。そして「地方分権推進委員会」は九五年以降、数次にわたり勧告し、生涯学習審議会も答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(一九九八年九月)を出し、九九年通常国会における社会教育法改正へと連なった。⁽⁵⁾

ここでの基本はこれまで「社会教育法が保障している社会教育における自治と自由と民主主義を否定」し、九〇年の生涯学習振興法による市場化、民営化との矛盾を後者のラインで修正しようとするものであった。表現を変えれば、「地域」の論理で推進されてきた社会教育法体制を「市場」の論理である生涯学習振興法に置き換え、「九〇年代に生まれた日本の社会教育・生涯学習行政における『地域』と『市場』というふたつの論理の併存構造」⁽⁶⁾を市場化で決着させようとするものである。

公民館運営審議会をはじめとして、社会教育上国民、地域住民へのサービスの上での質的確保を緩めたり、あるいはその設置自体の廃止を含む必置規制の見直しが強行された。ここには、自治体のスポーツ政策の基本政策を検討する「スポーツ振興審議会」と「体育指導委員」も含まれる。両者は六一年制定の「スポーツ振興法」のそれぞれ一八条と一九条に規定されたものであるが、新たな法改正により以下のようなようになった。

① 「スポーツ振興審議会」…「都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする」そして市町村には「置くことができる」とした。

② 「体育指導委員」…体育指導委員の職務上の名称に関する規制は存置することとし、教育委員会が、社会的信望があり、かつ職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者のうちから、体育指導委員を委嘱するものとするとなり、「教育委員会が任命する」に変わり、こちらも権限は弱まった。

これらの改正は当初は両者共に削除が噂されていたものであり、両者の存続運動の高まりの成果である。

それと同時に進められているのが、社会教育・生涯教育の教育委員会から首長部局への移管である。これは同じく社会教育の公共性、自治性を根底から覆し、社会教育を自治体施策の下請けにしようとするものである。⁽⁷⁾

こうした変化は現場では公民館の廃止や社会体育施設の使用料金の値上げなど、国民のスポーツ権の保障の崩壊を意図したものであることは間違いない。

(1) 内海和雄『体育科の「新学力観」と評価』大修館書店、一九九五年。

(2) 内海和雄「中教審の答申、何が問題か——学校体育を中心に——」『体育科教育』一九九六年一〇月号。

(3) この延長での大学改革については内海和雄「日本の現状と大学『改革』」『たのしい体育・スポーツ』学校体育研究同志会

編集、創文企画、一九九九年一月号、参照。

(4) 赤旗、一九九〇年五月一二日。

(5) 長澤成次「地方分権推進委員会第二次報告と社会教育法改正」『教育、地方分権でどうなる』教育科学研究会、社会教育推進全国協議会編、国土社、一九九九年。

(6) 朝岡幸彦「『受益者負担』論批判」『教育、地方分権でどうなる』教育科学研究会、社会教育推進全国協議会編、国土社、一九九九年。

(7) 社会教育推進全国協議会編『社会教育の首長部局移管問題——地方分権と教育委員会制度——』二〇〇一年八月、住民の学習と資料、No. 32。

3、スポーツ行政機構

上記のように、社会体育を含む社会教育の民営化の中で、「これまでが行政主導型、中央集中型のスポーツ振興策であったとするならば、これからのスポーツは地域社会に根ざした住民参加・主導型、地域分散型システムで構築される必要がある。」⁽¹⁾「地方公共団体のスポーツ振興方策に経営の論理・センスが欠如していたことが、我が国スポーツの長い間の低迷状況を助長してきた一つの原因と言っても過言ではない。」⁽²⁾あるいは、「行政主導だと、行政依存の住民が生まれ、自立できない」等の批判が、行政の側から主張され始めたのも九〇年代の特徴である。前者は、これまで行政の責任さえまともに果たしてこなかったことを逸らしており、後者も同様で、民営化、有料化への布石として述べている。こうして行政のスリム化⇨民営化⇨住民の負担増という構図である。したがって、住民参加というが、政策の策定過程を含めた住民の自治的参加を意味したものではない。

この時期、各政党がスポーツ政策を持ち始めた。背景に生涯スポーツの広がりがあるからである。⁽³⁾

文部省の九二年度の『教育白書』(九二年一〇月三日、閣議決定)では「スポーツと健康」を特集し、アルベールビル、バルセロナの両五輪で日本選手団が活躍し、競技力の低下に「歯止めが掛かった」と喜んだが、実際はそれ程のことでもなかった。

国民スポーツ普及について、九四年度より文部省生涯スポーツ課に「スポーツ指導専門官」を配置し、指導者の養成・活用に関する施策をさらに積極的に推進する体制を取ることにした。またこの年の国民スポーツ、スポレク祭(北九州市)が盛り上がった。行政が先行したため、浸透は今ひとつであるのが実態である。国体が競技力志向とすれば、こちらは参加に意義がある。国体の経費の一〇分の一、しかも参加者は国体参加者よりも高齢であり、消費力もより高いという利点があり、その経済効果が期待されている。

閣議では「生活空間倍増計画」(一九九九年一月二九日)を決定し、ゆとりある生活空間の構築を計画した。その一環に生涯スポーツ関係の事業をまとめて「スポーツライフ21プロジェクト」が企画され、週一回以上定期的にスポーツを行う人の割合を現在の約三〇%から二一世紀の早い時期に五〇%程度にまで引き上げることが目標に掲げ、計画的に推進することとした。広域スポーツセンター育成モデル事業の推進/総合型地域スポーツクラブの育成・定着化の推進/スポーツ・健康推進地域モデル事業——子ども悠悠プラン——/スポーツライフ推進事業部/生涯スポーツ参加促進事業(スポーツライフ21キャンペーン)等である。これは「スポーツ振興基本計画」の一環として組み込まれたが、しかし施設建設は期待できなかった。

文部省体育局編集の『スポーツと健康』誌では九七年一月号、九八年二月号でもアンチ・ドーピング問題を特集した。日本選手も該当者が始めたことを反映していた。

また、九八年冬季オリンピック長野大会はスキーマの岩菅山開発をめぐる環境破壊問題、あるいはスケートリンクの

後利用等で大きく揺れたが、大会そのものは盛況の内に終了した。特に、その後に開催されたパラリンピックは、これまでになくマスコミも取り上げ、障害者のスポーツへの理解が急速に普及した。

九八年中央省庁等改革基本法が成立し、二〇〇一年一月より一府二省庁から一府二省庁となり、文部科学省は一官房七局一官一外局（文化庁）として発足し、従来の体育局は「スポーツ・青少年局」となった。

- (1) 八代勉「二世紀社会のスポーツ環境」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九六年一月号。
- (2) 朝日新聞、一九九二年五月一七日。
- (3) 日本経済新聞、一九九四年九月五日。
- (4) 「スポーツライフ21プロジェクト」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九九年九月号。

4、スポーツ施設整備

さて、全省庁の「体力づくり関連予算」における「施設整備」費は九七年以降若干の減少を示し始めているが、それまでの一〇年間には上昇し、九六年にはほぼ三〇〇〇億円であった。(図表1-2-1) 同じく全国市町村における土地、建物の「資本的支出」も九三年の約四〇〇〇億円まで上昇した。その後は減少し、九九年度には消費的支出、債務償還費よりも低下した。(図表1-3-13)

建設省では九〇年六月の日米構造協議の報告書を背景に、九〇年七月の都市計画中央審議会答申とこれを基礎とする第五次都市公園等整備五カ年計画を策定した。ここでは総投資額として五兆円が割り当てられた。そして二一世紀の早い時期に公園面積を西欧の二〇㎡/人を目指すが、西暦二〇〇〇年までに一〇㎡/人を達成すると掲げた。そし

て八八年段階で五・四㎡/人であったものを九五年段階では七㎡/人に引き上げると、先の報告書で明記した。そのため「都市公園等に関する整備目標が明記されたことは、(日米構造協議で・内海) 国際的な公約にもなったもの」であるから奮闘しなければならないと第五次都市公園等整備五カ年計画の実行を「決意」している。⁽¹⁾

だからといって九〇年以降の建設省の都市公園等の施設整備費が急速に伸展したかと言えばそうではない。図表2-2-4に見るように、九〇年代に入って増加したのはテニスコートとゲートボール場くらいで、後は殆ど増えていない。そして、公立スポーツ施設に占める割合は図表2-2-5のように八〇年以降低下しているが、それでも九六年段階で、運動広場六〇・一%、球技場五八・八%、陸上競技場五三%、野球場三六・七%、ゲートボール場三四・六%、そしてプール三二・四%とかなり大きな割合を有している。

さて、九五年一月には、マグニチュード七・二の阪神・淡路大震災があり、日本の都市公園の大切さが再認識され、九五年の都市計画中央審議会答申、九六年一二月の「第六次都市公園等整備五カ年計画」(閣議決定)の最重要課題が防災のための都市公園となった。ここでは総投資額七兆二〇〇億円が投ぜられた。スポーツ施設に関しては、九三年にサッカーのJリーグが発足し、地域活性化の点からも注目されたことから、建設省内に「都市公園におけるサッカー競技場の整備及び管理運営に関する研究会」(九四年三月七日)を設け、国際級から地域住民の活用を主目的とするサッカー場建設が検討された。⁽²⁾ その結果、都市計画中央審議会答申「今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか」(九六年七月)ではサッカースタジアム建設が第六次答申で強調された。

これは、スポーツ施設でも同じである。ワールドカップに向けて、巨大サッカー場建設が進められ、W杯後赤字「毎年2億円」⁽³⁾が見込まれているが、それらの施設はいずれも県民には使いにくく、いったい誰のための何のための施設かと問われている。

図表 3-5-1(4)

| 年度 | 県名 | 都市名 | 公園名 | 種別 | 面積(ha) | 競技名 | | |
|------|--------|------|--------------|-----|--------|------------------|------|-------------|
| H8 | 広島県 | 呉市 | 二河公園 | 運動 | 13.5 | 高校野球 | | |
| | | 竹原市 | パンプージョイハイラント | 総合 | 36.6 | 相撲, ソフトボール | | |
| | | 尾道市 | びんご広域運動公園 | 広域 | 87.6 | ソフトボール, テニス | | |
| | | 三原市 | 三原運動公園 | 運動 | 17.5 | ソフトボール | | |
| | | 因島市 | 因島運動公園 | 運動 | 20.7 | ソフトテニス | | |
| | | 福山市 | 緑町公園 | 総合 | 10.0 | 水泳 | | |
| | | 〃 | 竹ヶ端運動公園 | 運動 | 20.6 | 軟式野球, 漕艇 | | |
| | | 〃 | 箕沖公園 | 地区 | 4.0 | 軟式野球 | | |
| | | 三次市 | みよし公園 | 広域 | 52.8 | バレーボール | | |
| | | 〃 | みよし運動公園 | 運動 | 20.2 | サッカー | | |
| | | 東広島市 | 東広島運動公園 | 運動 | 24.9 | ラグビー, ウェイトリフティング | | |
| | | 廿日市市 | 峯高公園 | 地区 | 6.2 | 柔道 | | |
| | | 府中町 | 揚倉山健康運動公園 | 運動 | 16.3 | サッカー | | |
| | | 千代田町 | 千代田町運動公園 | 運動 | 15.7 | ホッケー | | |
| | | 東城町 | 東城中央運動公園 | 運動 | 11.2 | 軟式野球 | | |
| | | H9 | 大阪府 | 岬町 | せんなん里海 | 広域 | 20.8 | ビーチバレー (公開) |
| | | | | 大阪市 | 住之江公園 | 広域 | 15.1 | 軟式野球 |
| 堺市 | 金岡公園 | | | 運動 | 17.4 | サッカー, バレーホール | | |
| 堺市 | 大泉緑地 | | | 広域 | 88.0 | サッカー | | |
| 堺市 | 家原大池公園 | | | 地区 | 1.8 | ハンドボール | | |
| 堺市 | 大浜公園 | | | 総合 | 16.3 | 相撲, ハンドボール | | |
| 岸和田市 | 中央公園 | | | 総合 | 16.7 | 剣道 | | |
| 池田市 | 五月山緑地 | | | 総合 | 67.0 | 卓球 | | |
| 高槻市 | 萩谷総合公園 | | | 総合 | 0.0 | サッカー | | |
| 八尾市 | 久宝寺緑地 | | | 広域 | 38.4 | ソフトボール | | |
| 寝屋川市 | 寝屋川公園 | | | 広域 | 22.9 | 軟式野球 | | |
| 東大阪市 | 花園中央公園 | | | 総合 | 6.0 | ラグビー, フットボール | | |
| 交野市 | 私部公園 | | | 近隣 | 3.2 | ソフトボール | | |

日本公園緑地協会『公園緑地マニュアル』平成10年度版, 324頁.

また、国民体育大会の大
会施設は都市公園として整
備されるものが多く、各県
の施設の中でも重要な部分
を占めている。例えば、九
六、七年の国体関連公園を
見ると、図表3-5-1のよ
うになる。

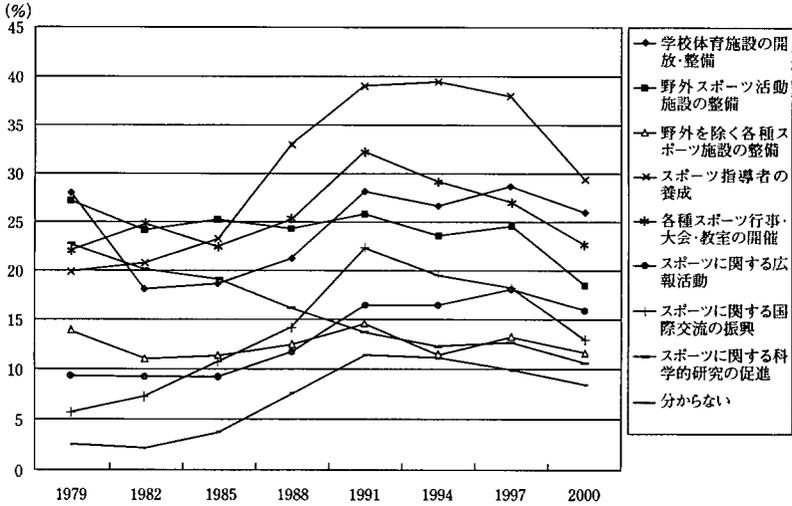
九〇年代の文部省のスポ
ーツ施設建設補助費は長野
冬季オリンピックに伴う施
設建設費が九三〇六年度に
わたって増加した分上昇し
た(図表1-3-5)。しか
しそれとて二五〇億円であ
り、一一年前の八二年を若
干越えた程度である。九六
年度からは「ナショナルス

ポーツセンター」建設費が配分されている。しかし総額は例えば九八年度で見れば、一一六億四三〇〇万円であり、そのセンター分の六六億八〇〇万円を差し引くと四九億六三〇〇万円にしかならない。その一一六億円でさえ、絶対額において八二年の一一八億円以下である。従って、地域スポーツ施設建設への補助費は極めて低額水準のままである。

先述のように、この間の施設建設は負債を抱えた地方自治体が負担してきたが、九〇年代後半に急激に低下した。施設の確保は地域スポーツクラブ発展の前提であることはこれまでも一般的に指摘されてきたことであるが、特に八〇年以降の社会体育上の基本矛盾、つまり国民、地域住民の高まるスポーツ要求の一方で深刻なスポーツ施設の不足という実態は九〇年代に入っても解決されていない。そのことが、次のクラブ結成やスポーツへの参加の停滞をもたらしている。

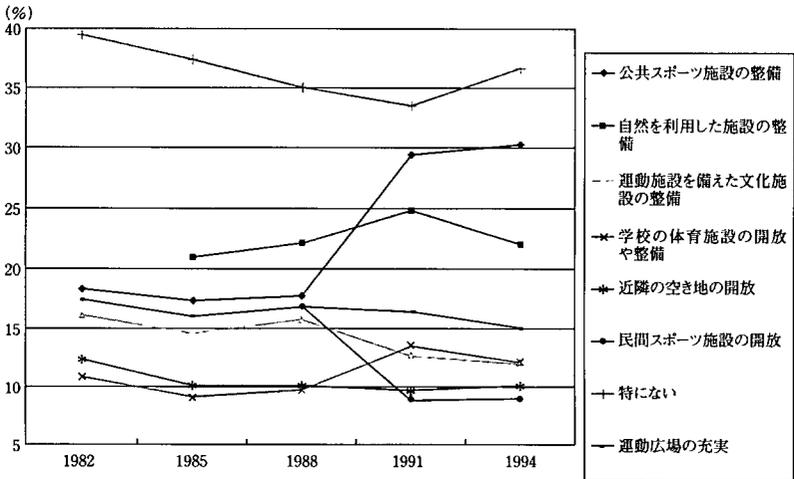
図表3-5-2は過去約二〇年間の国民のスポーツ振興への要望である。「学校体育施設の開放・整備」「野外スポーツ活動施設の整備」「野外を除く各種スポーツ施設の整備」はスポーツ施設関係であり、これらの合計は七九年で六九・四％、九一年では六八・五％、そして二〇〇〇年では五五・五％と幾分下がってはいるものの施設への要望は強いものである。その中でも「学校開放」は九〇年代に入っても要求は高い。「野外スポーツ活動施設」は一貫して二五％レベルで高い要望水準を示している。「野外を除くスポーツ施設への要望」は一三％平均で大きくは変わらない。この間に大きく伸びたのは「指導者の養成」、「国際交流」と「スポーツの広報」と「スポーツに関する科学的研究」である。これらはスポーツの普及に伴って国民が必然的に求める情報である。また、「分からない」が七九年の二三％から二〇〇〇年の一〇％まで一貫して低下していることは、国民のスポーツに対する要求のいっそうの鮮明化として理解できよう。

図表 3-5-2 スポーツ振興についての国や地方公共団体への要望



出典：『体力・スポーツに関する世論調査』内閣総理大臣官房広報室から作成。

図表 3-5-3 スポーツ施設への要望



出典：内閣総理大臣官房広報室から「体力・スポーツに関する世論調査」より。

図表 3-5-3 はそのスポーツ施設に焦点化したものであるが、「公共スポーツ施設の整備」は年々上昇し、八二年の一八・二％から九四年の三〇・三％に高まっている。次いで高いのは「自然を利用した施設」である。そして「運動広場の充実」もあまり変動無く一五％強である。尚、この項目も次回以降の調査では削除されている。「公共スポーツ施設の整備」への要求が次第に高まることを忌避しているように考えられ、残念である。

同世論調査によれば、公共スポーツ施設などの整備について要望を持つ者は国民の約六割に達している。⁽⁵⁾

ここで敢えて強調しておかなければならないことがある。それは図表 1-3-7 に見たように、文部省によるスポーツ施設調査の九〇年では民間の資料が不十分であるとしてその実数を掲載しなかったが、九六年調査では極めて注目すべき事実が現れた。というのは九〇年から九六年の間に施設設置数の上では大きな変化が生じた。この間は一方で日米構造協議による日本の公共事業への一貫した右肩上がりの上昇のおこぼれを受けて、「体力づくり関連予算」における施設整備費と、自治体の地方債の伸びにも関わらず、スポーツ施設としての伸展は殆ど無かった。この間に伸びたのは公共スポーツ施設が二七・二施設増加したのみで、学校体育施設は五六・〇施設が減少した。そればかりでなく職場スポーツ施設は約五七％の一六、五九五施設を減らした。そして最も典型的であったのは民間施設である。

これまでは民間営利施設と民間非営利施設はそれぞれ別個に項目化されていたが今回は両者一緒にされた。それにも関わらず、八五年の両者の合計四三、八八九から約五六％減の一九、一四七施設となった。これは九〇年の『スポーツビジョン 21』(通産省)の二〇〇〇年の予測値一八七、〇八二施設の一〇％であり、八五年以降は増加どころか激減を来した。九〇年のバブル経済絶頂期の樂觀的かつ新自由主義的な市場化に依る予測と、九一年のバブル崩壊とその後の不況による倒産、縮小が招いた深刻な事態である。こうして、二〇〇〇年のシミュレーションはまさにバブル(泡)となって消え、残ったのは国民、地域住民にとっての深刻なスポーツ施設の減少、不足であり、更なる学校

図表 3-5-4

| | 54年以前 | 55～64 | 65～74 | 75～84 | 85～90 | 91～93 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 12 | 17 | 169 | 991 | 294 | 28 |
| 占有率(%) | 0.8 | 1.1 | 11.2 | 65.6 | 19.4 | 1.9 |

施設、公共施設への依存である。これらは営利化への依存によってスポーツ普及がいかになじ曲げられるかと言うことの見本であると同時に、公共依存の一層の進行である。

以上からも分かるように、国民の要望は一貫して公共スポーツ施設の充実と、しかもそこでの優れた指導者を求めていることが分かる。こうして八〇年代以来の「基本矛盾」であるスポーツ施設不足は何も解決されていないどころかいつそう矛盾を拡大した。

日本のスポーツ施設、特に民間の施設が九〇年代に激減したことは図表1-3-7で確認した。「商業スポーツ施設は、フィットネス系、スイミング系、テニス系に大別することが出来る。」「民間スポーツ施設総数は、一貫して上昇を続けてきたが、バブル崩壊後の不況により利用者が減少する等の打撃を受け、撤退する企業が出てきている。」と、文部省としても「民間スポーツ施設の果たす役割と今後の在り方に関する調査研究」(日本スポーツクラブ協会に委託)を設置して認識した。⁽⁶⁾ 文部省としても、九〇年代は、民間スポーツ施設へもその施策の視野に入れ始めた。⁽⁷⁾

因みに商業テニス施設の開業年度は以下(図表3-5-4)のようであり、七五―八四年の一〇年間をピークにして、九〇年代に入ると激減した。

民間テニスクラブの問題点として以下の点が指摘された。

収益性の低い構造上の問題/土地に関わる租税の高負担/公共施設との競合/公的規制による制限

こうして、スポーツ施設建設がはかどらない中で、文部省は九四年度より「職場スポーツ施設開放促進事業」を設けた。「地方スポーツ振興費補助金」のうち、市町村に「施設開放企画運営会議」

(地域住民、地方公共団体、企業などの代表)を設け、経費の三分の一を補助対象とした。⁽⁸⁾ 九九年には、「企業所有のスポーツ施設の地域への開放を促進し、公共スポーツ施設の不足を解消していく」ために「企業が社員の福利厚生施設として有しているスポーツ施設を年間八〇〇時間以上または二四〇日以上地方公共団体に無償で貸し出し、地域住民のスポーツ活動に提供した場合に、当該スポーツ施設の敷地に係わる特別土地保有税を非課税と」した。⁽⁹⁾

また、厚生省でも企業のスポーツ施設開放促進のために、光熱費、維持管理費など支援、部活動などに属していない中高生が放課後、スポーツなど楽しめるように、体育館などを中学生に使わせてくれる企業を資金面で支援し始めた。厚生省育成環境課は「事故時の補償対策も、補助金の一部を使って加入できる安い保険制度があるので、企業には新たな負担を掛けないよう徹底する」としている。⁽¹⁰⁾ しかし、企業の福利厚生施設の大がかりな一般開放は以前に挫折した経緯がある。余暇開発センター内に八年前、「法人福利厚生施設開放促進協議会」ができ、二〇社以上が加わったが、管理の難しさなどが障害となって三年で休止した。しかし今回は、リストラの中で企業側にも余裕がなく、施設自体の削減の中で、文部省、厚生省案共に以前よりもいっそうの困難が予想される。

公共施設建設の予算があまり期待できない中で、文部省は九三年度よりスポーツ施設の整備を促すための低利融資制度を創設した。つまり日本開発銀行と連携してドーム型球場や屋内スキー場等の整備のため、九四年度より新たにサッカー場や野球場等の屋外スポーツ施設を整備するための民間事業者への低利融資制度を創設した。⁽¹¹⁾

ところで、「財政構造改革の推進について」(一九九七年六月三日閣議決定)や「地方分権推進委員会第二次勧告」(一九九七年七月八日)を踏まえて、国と地方の役割分担の観点から、国庫補助金の見直しを行い、九八年度予算における社会体育施設整備費補助金では、補助対象施設の機能の高度化、重点化を図るため、単なるスポーツ施設の整備ではなく、①談話室、トレーニング室その他これらに類する施設(以下「談話室等」という)を備えた武道場、②

談話室等を備えた水泳プール、③談話室等及び照明施設を備えた運動場等を地方公共団体が整備する場合に、一定の割合で補助を行うこととした。

こうして、設備自体の質的改善の視点は提起されたが、その絶対量の不足は如何ともし難い実態である。

- (1) 曾田欽嗣「第5次都市公園等整備五カ年計画の策定について」『公園緑地』Vol. 51, No. 4, Oct. 1990年。
- (2) 建設省都市局公園緑地課「都市公園におけるサッカー競技場の整備及び管理運営に関する研究会中間報告について」『公園緑地』Vol. 55, No. 2, Aug. 1994年。
- (3) 朝日新聞、二〇〇〇年三月二七日。
- (4) 国体関連公園、『公園緑地マニユアル 改訂平成一〇年度版』日本公園緑地協会、一九九九年三月、三二四頁。
- (5) 中根孝司「生涯スポーツ社会の実現を目指して」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九六年四月号。
- (6) 文部省体育局生涯スポーツ課「民間スポーツ施設の現状と課題」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九六年一月号。
- (7) 増井範男「テニスクラブの現状とその抱える諸問題」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九六年一月。
- (8) 「行政施策情報 職場スポーツ施設開放促進事業」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九四年八月号。
- (9) 「企業等のスポーツ施設を地域住民のスポーツ活動に提供した場合の税制上の優遇措置について」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九九年一月号。
- (10) 読売新聞、一九九九年一月二三日。
- (11) 石川明「生涯スポーツ社会への飛躍のために」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九四年四月号。

5、競技スポーツの振興策

(1) 行政機構と財源

「トップの競技者の活躍が、東京オリンピックを頂点に、それ以降低迷ぎみになっていきます」という認識は一般的である。

八八年の文部省体育局の機構改革で「競技スポーツ課」が誕生し、予算項目として「競技スポーツの充実」が設けられた。(図表1-3-5) それ以降、大きな国際大会は以下のようである。

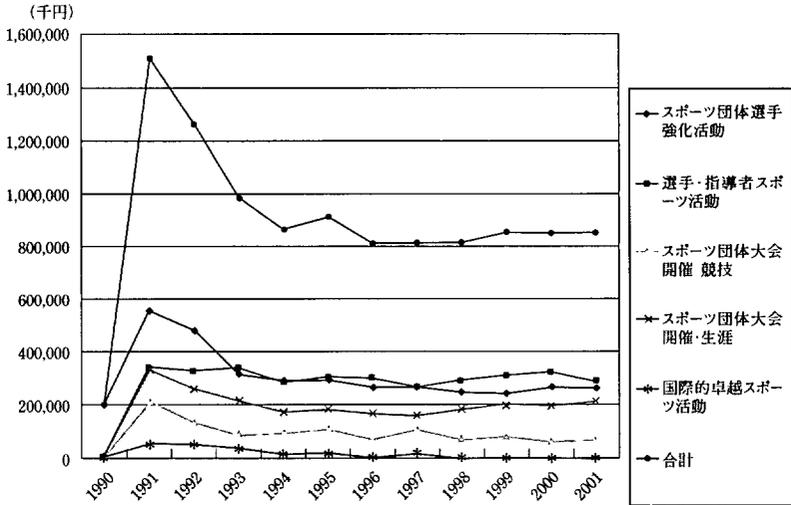
ソウル五輪(一九八八年夏季) / 北京アジア大会(一九九〇年) / バルセロナ五輪(一九九二年夏季) / アトランタ五輪(一九九六年夏季) / 長野冬季五輪(一九九八年) / シドニー五輪(二〇〇〇年夏季) / サッカーワールドカップ日韓共催(二〇〇二年)。

競技力向上は八九年保体審答申の目玉の一つでもあり、九一年一月に、国費二五〇億円と民間からの寄付二五〇億円を得る予定で「スポーツ振興基金」が創設され、その果実でその後の運営を意図した。しかし九一年のバブル経済崩壊とその後の不況で寄付は思うように集まらず、一〇年が経過した二〇〇一年段階でも、五六社、四四億円余で、バブル経済を前提とした当初の計画は事実上破綻した。そればかりでなく、金利の暴落により、預金の果実は極端に低下した。

スポーツ振興基金の助成事業は図表3-5-5のように、九一年度には一五〇億円の助成、その最大は「スポーツ団体選手強化活動」助成の五六億円である。只、この助成の中には「スポーツ団体大会開催」の生涯スポーツ振興(競技会、研究集会)にも助成されている。

ともあれ、九三年度からは総額で八〇―九〇億円で停滞しており、当初の計画からは大きく後退している。こうして、スポーツ競技団体の財源の主要なものは、この振興基金と文部省から日体協を通しての補助金、それに種目によっては競技会のテレビ放映権料や企業からの冠大会補助金であり、それぞれに苦しい台所事情を抱えたままである。

図表 3-5-5 スポーツ振興基金助成事業



出典：スポーツ振興基金ガイド、2001、No. 10、日本体育・学校健康センター

文部省競技スポーツ課では、競技力向上のための諸施策を推進してきた。九四年度より「アマ・プロスポーツ交流会議」を毎年開催し、九七年度新規事業「地域における強化拠点整備事業」ではジュニア選手の一貫指導体制の整備を開始した。これまでの学校の運動部活動、スポーツクラブに加えて、第三の柱として「地域における強化拠点」を設けた。

一方、「オリンピック競技大会優秀者顕彰規程」（一九九四年）も誕生し、それぞれのメダリストには金が三〇〇万円、銀が二〇〇万円、銅が一〇〇万円ずつ支給されることになった。この額自体は彼らが必要とする諸経費からすれば、そして諸外国の報奨金の額と比較しても、およそ一桁低いが、この顕彰によって、彼らの業績が公共的承認と支援を得たことの意義は大きい。

こうした施策を支える生涯スポーツ普及と競技スポーツ振興の予算は図表 1-3-11 に見たように両者とも、八二年の水準に遥かに及ばず低い水準であるが、競技スポーツ振興費は八九年以降若干の上昇を示している。

その背後には文部省としても競技スポーツへの補助金に対

する世論の動向が気になるところである。「体力・スポーツに関する世論調査」ではこの点にも触れている。国民の「援助すべきだ」との回答はそれぞれ八一・二％（八八年）、八四・八％（九一年）、八四・七％（九四年）、八〇・六％（二〇〇〇年）、「援助の必要はない」は七・八％、五・六％、五・九％、五・二％であり、概ね世論の支持を得ていると考えられる。しかしその額が問題である。

とはいえ、主に日本の競技スポーツを支えてきたのは、学校での部活動と企業スポーツチームであった。特に企業の場合、スポーツチームの設立、あるいはテレビコマーシャルへの参加等、スポーツへの参加の理由は、「長期的な企業イメージのアップ」八一％、「利益の社会還元」七二％、「地域との協調」六八％、「商品の広告・販売促進」一％で、あくまでも企業にとってのプラス面が前提である。しかしその障害として、「予算が少ない」四五％、「税制上の優遇措置がない」三五％、「企業としてのメリットが少ない」三四％、「社内の人材不足」二五％である。そして企業としての活動分類は「競技会、研修会、講演会など」七三％、「スポーツ関係団体に対する一般的資金の提供」一八％、「スポーツ施設の一般的開放」七％である。⁽³⁾

戦後日本の競技スポーツは特に企業に依存しているが、それは諸外国から「カンパニアマ」と揶揄されたように、スポーツそれ自体の発展を意図したものというよりも、企業の宣伝媒体として、そして企業社会的労務管理上の企業意識の統合にとつての効果を期待した上でのことであり、高度経済成長の一つの産物である。ここに日本社会のスポーツもまた企業社会的統合の一環であったといえよう。しかし九〇年代の多国籍企業化と新自由主義的リストラ、企業再編の中で、それらの手段としての価値が低下し、企業チームのリストラが断行されている。これまでの企業社会的管理、企業社会的経営を支えてきた「宣伝、社内統合、社会貢献」が新自由主義的再編の中で、もはや「非効率」とされたからである。それが日本のトップレベルの低下を引き起こしている。特に日本のお家芸といわれたバレーボ

ール界での現象が激しく、六四年の東京オリンピックで導入されて以来、九六年まで連続九回の出場を果たしてきた男女が二〇〇〇年のシドニー五輪には予選で敗退し、本戦には出られなかった。この背景には諸外国のチーム力アップがある一方で、そうした傾向に乗り切れない日本の実情、つまり九〇年代の企業チームの衰退が大きく作用したと考えられる。そればかりでなく、九〇年代のバレーボール人気の凋落は厳しいものである。こうした背景のもとに、対ドイツ戦で、バレーボール界初のプロ監督である元全日本女子の監督が、成績が悪ければクビという危機感からドイツに金を払って「八百長工作」をしたという事態にまで到達した。⁽⁴⁾

これまで競技選手としての終了がそのまま企業からの放逐となるケースも多く、企業スポーツ選手の人権、あるいは障害、死亡事故などの場合の労働基準法の適用など、多くの問題を抱えてきた。そこに来て、九〇年代の企業スポーツクラブの大リストラである。⁽⁵⁾

九九年度の競技スポーツ課の施策は、競技力向上事業への支援／ナショナルスポーツセンターの整備／国際競技大会の招致・開催の支援／スポーツを通じた国際交流事業／国民体育大会の開催／アマ・プロスポーツ交流の推進等、である。⁽⁶⁾

(2) プロスポーツ支援

文部省のプロスポーツ、あるいは「みるスポーツ」への態度も、この間に大きく変化した。この背後には、「見るスポーツ」の主にメディアを通してのいっそうの普及と同時に、アマチュアとプロフェッショナルの境が取り払われる傾向が一般的となり、高度化のためにはプロの参加が不可避となったからであり、八九年の保健体育審議会答申もプロスポーツの社会的意義を評価した。

文部省は九〇年一二月に日本プロスポーツ協会（プロ野球、大相撲など二二団体）の法人化を承認し、九一年一月にプロ選手を初めてスポーツ功労者に出した。そしてプロゴルフを後援し、文部大臣杯を授与し、プロとの関係を密にしている。⁽⁷⁾ オリンピックにプロスポーツ選手の参加が認められる中で、文部省体育局競技スポーツ課に「プロスポーツ官」を新たに配置し（九一年八月一日）、交流促進の行政窓口を形成した。そして九二年度には「プロスポーツ振興費」五八〇万円を計上し、観客数やテレビ視聴率などの基礎調査を行った。

九三年のＪリーグの発足は文部省の競技スポーツ政策にも少なからぬ影響を与えた。これに乗じて、九四年一月一日のサッカーくじの導入へ向けて、再び論戦が活発化した。

通産省もプロスポーツ化の支援を始めた。地域活性化のためにＪリーグにあやかろうと、税制を優遇し、バスケットボール、バレーボールも含めて二五兆円産業へと期待した。⁽⁸⁾ 企業スポーツの休部・廃部が増加する中で、通産省は新しい理念のもとでのスポーツ活動を深めるため、「企業スポーツ懇談会」を設置し、官産協同で企業スポーツ危機に対応しようとしている。⁽⁹⁾

(1) 浅見俊雄発言「二一世紀におけるスポーツを語る」『スポーツと健康』二〇〇〇年一〇月号、「保健体育審議会答申『スポーツ振興基本計画の在り方について』の背景として」。

(2) 文部省体育局競技スポーツ課「地域における強化拠点整備の推進について」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九七年八月号。

(3) 文部省体育局生涯スポーツ課スポーツサービ振興室「企業のスポーツ支援活動の状況」『健康と体力』ぎょうせい、一九九一年一〇月。この九〇年調査は企業のスポーツ支援活動の実態把握を目的とした初めての全国調査である。二二一社へ郵送し、七七五社が回答、回収率三六・七％であった。

- (4) 毎日新聞、一九九八年七月一八日。
- (5) 広畑成志「企業とスポーツを考える——競技スポーツへの支援と社会的責任、貢献として——」『経済』新日本出版社、二〇〇一年七月号。
- (6) 高杉重夫「夢と感動を与える競技スポーツの振興」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九九年四月号。
- (7) 毎日新聞、一九九一年六月一日。
- (8) 読売新聞、一九九四年二月四日。
- (9) 毎日新聞、二〇〇〇年三月一日。

6、クラブ・団体の育成

「クラブ・同好会への加入状況」は七九年の一四・七%以降、一六一・七%前後であり、ほとんど変動していない。むしろ二〇〇〇年調査では一五・六%と若干低下した。国民の八五%がスポーツクラブから「閉め出されている」のが実態である。(図表2-3-1)

また、加入していない人に対して「今後加入したいと思うか」との問いに対して、同じく七九年の二九・一%以来二〇〇〇年の二五・二%と若干の低下はあるが、約三〇%が加入したいと望みながらその要求は二〇〇〇年の現在まで満たされていない。これは国民のスポーツ参加要求の向上にも関わらず、他の条件、主に施設が整備されていないことが大きな原因と考えられる。

国民のスポーツ参加総数は図表2-2-7のように、九〇年代に入り漸減の傾向にある。スポーツを享受することはクラブを作って楽しむ場合もあり、また個人で楽しむ場合もある。しかしスポーツの発展の基礎は地域スポーツクラブの発展が中心であることも又異論の無いところである。そして文部省、地方自治体でも九〇年代も同様にクラブ育

成の方針を推進してきた。九〇年代に入ってから文部省のこの面での施策は次のようである。

- ・「生涯スポーツコンベンション'90」(一九九〇)
 - ・「過疎地域スポーツ交流事業」(一九九〇)
 - ・「中高年スポーツ活動普及促進事業」(一九九一)
 - ・「スポーツプログラマー養成事業」(一九九一)
 - ・「地域スポーツ推進地域指定事業」開始(文部省、一九九二)
 - ・「ファミリースポーツ推進事業」(一九九三)
 - ・「クラブハウスを備えた地域スポーツセンター整備事業」(一九九四)
 - ・「職場スポーツ施設開放促進事業」(一九九四)
 - ・「過疎地域スポーツ交流事業」(一九九四)
 - ・「高齢者体力テスト開発に関する研究」(一九九四)
 - ・「地方公共団体の生涯スポーツ振興体制に関する調査」(一九九四)
 - ・「青少年スポーツ活動推進事業」(一九九五)
 - ・「総合型地域スポーツクラブ育成事業」(一九九五) モデル地区三三二(平成九一―三三)、国・自治体それぞれが六五〇万円(合計一三〇〇万円)。日体協も同様の事業を開始(一九九七)
 - ・文部省「地域スポーツクラブ育成と地域活性化に関する調査」(一九九六)
- 実に多様な新規事業に取り組んでいる。そして個々の施策の意義、効果はそれなりにあると思うが、スポーツ・フォー・オールの推進にどれだけインパクトを与えているかどうか、その総括的な評価は示されていない。

また、これらと関連しながら別個に開催されているのが、郵政省のウォークラリー（一九九一一）、厚生省の健康文化と快適な暮らしの町創世運動（一九九三）等である。

一方、生涯スポーツ普及費は八〇年代よりもさらに大幅に減少し、九八年にはついに一五億円にまで減少した。（図表1-3-11。これを日本体育協会の側から見たものが図表3-16-1、2である。この点は後述する。）これで、国民へのスポーツ普及を述べること自体は論外ともいうべきであろう。

自治体レベルでは図表1-3-13の消費的支出（スポーツ行事、振興費等）は七〇年代以来一貫して上昇している。そして九〇年代も上昇しており、九九年度段階では約二四〇〇億円に上り、地域住民のスポーツ要求に応えようとしている。

こうした中でクラブをめぐる実態を見てみよう。図表2-3-12に見たように、九〇年代に入って日本の公共施設（学校も含む）を使用するスポーツクラブは八九年の三五万から九四年には三七万に二万クラブ増加した。しかし、図表2-3-3のように、クラブ員数は一一八〇万人から一一七〇万人と一〇万人が減少した。そして一クラブの平均会員数も三三・七人から三一・六人へと二・一人が減少しクラブの規模が縮小した。

また、スポーツ活動経験者の実情では図表2-2-8のように、この二〇年間に週一回以上スポーツを実施する人口は約三〇%、スポーツクラブ加入人口は一五七%と殆ど変化が無い。また、先のように九〇年代に入っている国民のスポーツ参加総数は減少している。

こうして「欧米のスポーツクラブの組織条件や集団規模、クラブ専用施設の有無、プログラムやコース開設数などと比較すれば、日本の地域スポーツクラブはクラブと呼べるほどの条件は整っておらず、未だにチーム的性格にとどまった擬似クラブ、またはプレクラブと呼んだほうが正しいように思われる」⁽¹⁾実態なのである。

この原因は、八〇年代以降の「基本矛盾」として指摘してきた「国民、地域住民のスポーツ要求の高揚と施設不足」の矛盾である。しかし、この基本矛盾には殆ど触れずに、地域スポーツクラブの九二％が単一種目で、その平均会員数は約三〇人であり、単一の少人数クラブは会員中心で施設利用面では「非効率」で継続性と安定性がないから、「総台型地域スポーツクラブ育成」（一九九五年）を促進するという。これまで見てきたような、文部省レベルにおけるスポーツ関連予算の極端な削減の中で、例え自治体レベルで一定の頑張りがあるとはいえ、十分に対応できていない事は再三にわたり見てきたとおりである。

こうして、自治体のスポーツ行政の機構と財政は削減されることなく、むしろ一貫して増加しているが、スポーツ参加者、クラブへの加入者が増えない所に、日本のスポーツ行政の大きな矛盾点がある。この原因は施設不足やクラブ育成上の問題があるからである。

文部省のスポーツ団体育成の補助には以下のものがある。

・財団法人日本体育協会（社会体育指導者の養成等／スポーツ医・科学調査研究／アジア地区ジュニア交流事業／海外スポーツ技術協力事業／海外青少年スポーツ振興事業などに必要な経費の一部を補助。九二年度は四億八八〇〇万円。）

・財団法人日本オリンピック委員会（選手強化事業／国際交流事業／スポーツ指導者在外研修事業／JOCオリンピックソリダリティー事業等に必要な一部の経費補助。一四億四六〇〇万円。）

・財団法人日本武道館（古武道保存事業／青少年武道錬成大会／武道指導者講習／武道国際交流事業等の経費の一部補助。三三〇〇万円）

地域スポーツクラブの新たな展開が求められる社会的背景として、以下のような指摘もある。

- ・ 不定期なスポーツイベントの参加者は増えているが、規則的スポーツ実施者は伸び悩んでいる。
- ・ 地域スポーツクラブの所属率が低下し、新規参加者が減少している。
- ・ 中学校の部活が、転機を迎えている。
- ・ 壮年期のスポーツ実態は、週末における郊外のゴルフ場や公共テニスコートを転々とする「ジブシー型参加」の傾向が強い。

このように、現在のスポーツ参加の実態は、常時使用できる「拠点施設」がないことから、スポーツ実施率が低迷している⁽²⁾。この指摘は的を得ているが、だから施設増が必要だと言う方向に政策は進まず、総合型地域スポーツクラブの必要性を展開させる点是非論理的であり、意図的である。

これまで、文部省、厚生省、労働省のスポーツ指導者の資格認定制度には行政の縦割りとセクショナリズムによって重複があったが、社会的な批判もあり、「スポーツ指導者養成活用システムの改善充実に関する調査研究協力者会議」がその一環に、文部大臣認定「スポーツプログラマーⅡ種」、厚生省所管の「健康運動指導者養成制度」、労働省所管の「ヘルスケアトレーナー（運動指導専門研修終了者）」の三資格間における講習科目や受講資格などの相互乗り入れを図ることを提起した⁽³⁾。

一九九八年三月二五日、「特定非営利活動促進法」いわゆるNPO法案が成立し、地域スポーツ組織の活動促進が期待されている。

- (1) 厨義弘、大谷善博編著『地域スポーツの創造と展開——福岡市からの提言——』大修館書店、一九九〇年、八四頁。
- (2) 山口泰雄「地域社会の活性化とスポーツクラブ」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九八年二月号。

(3) 文部省体育局生涯スポーツ課「新たなスポーツ指導者の要請と活用システムの充実」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九九年二月号。

7、九七年答申の特徴

(1) 答申の概略

一九九七年一月の「橋本六大改革」は最後の一つに教育改革を加えた。それを受けて文部省では中央教育審議会他で「教育改革プログラム」の改定作業に入った。保健体育審議会は九六年一二月に諮問を受けて、討議に入った。このように保体審答申の作業は新自由主義的改革の一環として行われた。

九七年九月二三日、保体審は「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」を文部大臣に答申した。その中心点は、中教審答申の「学校・家庭・地域の連携」路線の具体化である「地域教育推進センター」構想に沿った「スポーツ・健康学習プラザ」の設立と「スポーツ・健康推進会議」の設置である。ここで教育委員会が主導して中学校区レベルに設置し、その後はボランティアによって担わせるというものである。そこでの大衆スポーツ振興のための市町村の指針づくりの参考となるように「豊かなスポーツライフの指針」「体力づくりのための運動指針」を添付した。

また、競技スポーツの振興については、「我が国は、競技スポーツのシステム化について、言わば取り残された形になりつつある」と、危機感をつのらせた。その克服のために、企業からの献金に最大限の望みを託しつつ、諸外国のような国の援助を大いに期待し、ナショナルトレーニングセンター等の施策をもとめる。また、トップレベル競技者の養成モデル、システム等も提起し、スポーツ医・科学や健康科学を活用して、競技力向上のトータルシステムを

構築したいとしている。

Jリーグ効果もあり、今回初めて「見るスポーツ」へのコメントも加えられた。

総じて、本答申は抽象的であり、新たな大胆な提案は見あたら⁽¹⁾ず、これまでの提案の焼き直しが多い。それはこれまでの答申が無視され、棚上げにされ続けてきたからである。

(2) 九七年答申の矛盾…政策内容の空洞化

答申には「はじめに」として、盛られた対応策の実施のために「適切な行財政措置が必要であることを特に強調しておきたい」と明記された。こうしたコメントは異例であり、これまでの答申内容が無視された事への保健体育審議会委員諸氏の心情であろう。何ともいきなり苦渋に始まる答申である。

①職場スポーツの位置付け

「従業員の福利厚生 viewpoint から充実を図る必要がある」程度の記述のみで、後はそれらの施設を地域に開放せよと述べている。しかし、図表1-3-7に見たように職場スポーツ施設の激減と企業選手スポーツの衰退を現実にして、全く歯切れが悪い。

②施設建設なし

財政的な裏付けが乏しい中で、施設建設には殆どコメントが無く、この点は八九年答申よりもはるかに後退している。九六年調査(図表1-3-7)でも明確なように、公共施設もあまり伸びず、ましてや民間施設数の激減している中で、審議会総会では「公共スポーツ施設が不十分」(審議会のホームページから)であるとの発言があるが、予算と施設についての発言は殆ど無視されている。その代わり、既存の学校体育施設の開放等、ソフト面での記述ばかり

がやたら詳細に論じられている。

また、「地方公共団体が設置する大規模スポーツ施設の運営費相当分を企業からの支援で賄うこととし、これにして施設名に企業名を冠するようなことも考えられる」と、企業への従属的な水準まで落ち込んでいる。

③ 地域の組織化

多国籍企業時代におけるリストラの下、職場スポーツが崩壊状態にあり、もはや地域での対応が残されるのみである。中教審第一次答申（九五五年）もこの点で、上からの組織化を目指しているが、この保体審答申もその一環としての位置を示している。だが、それらの地域組織化に伴う財政的な措置について、総会でも質問として出されているが、無視されている。

④ 競技力向上と運動部活動

競技力向上策の中で多く議論されたのは部活動との関連である。文部省関係者が「ある意味では初めて踏み込んだ考え方が打ち出された」と力む割には平板なものであるが、学校教育としての部活動と競技力向上システムの具体性が明確になっていない。生徒数の減少の一方で、部活動それ自体について指導者、財政負担、事故の際の責任、また部活動の地域移行について、地域スポーツクラブの受け入れ態勢が無いこと、また地方ではさらにその傾向が強いと等が指摘されている。

⑤ 財源

確かな財源は国や都道府県の公共資金による支援であるが、その話題となると、審議会総会は議論が継続できず、何ら「回答」はなされず、何とも異様な雰囲気⁽³⁾が議事録からも伺える。「中間まとめ」への関係団体からの意見の中には、「財源確保を明示すべき」（日教組）等の指摘があるが、一方「規制緩和の効用や、その強力な推進が急がれて

いる今日、国や地方自治体が過度にこの問題に介入することは、果して如何なものか」「橋本内閣が進めつつある大改革と整合性が取れているものでなければならぬ」（日本商工会議所）というような意見もあり、最終答申は後者に押しきられた感がある。

⑥政策の空洞化

八九年答申のように民間にばかり期待できず、国や都道府県の公共にも期待したいがそれも強調できず、という矛盾と苦悩がこの答申には充ちあふれている。中教審への対応として設けられた性格が強く、「守り」的な施策の提起であり、また新味に欠け、実現の迫力に欠けるのはそれらが背景にあるからである。

(1) 糸野豊「保健体育審議会答申を読んで」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九七年一月号。七二年答申作成に加わった糸野豊は、この答申に対して一定の批判を述べた。その理由として現状把握の資料的背景が弱いこと、そして政策課題に対する国としての取組の身構えの弱さを指摘している。的を得たものである。

(2) 「座談会 児童生徒等の健康と体力の向上を目指して」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九七年一月号、における体育課長玉井日出夫の発言。

(3) 保健体育審議会の総会議事録が今回初めて公開された。これは一九九五年九月二九日閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」を受けてのものである。評価できる点である。しかし、総会自体の公開はまだである。

8、「スポーツ振興基本計画」(二〇〇〇年九月)

省庁再編とサッカーくじの収益金の配分を検討するための基盤として、保体審としては最後の答申「スポーツ振興基本方策について」(二〇〇〇年八月)が出され、それを文部大臣が九月に「スポーツ振興基本計画」として発表し

た。この基本計画とは本来スポーツ振興法第四条で「スポーツの振興に関する基本的計画を定める」として規定されてきたものを、その後四〇年間放置してきたものである。

(1) 答申の概要

①生涯スポーツの振興

ここでは成人の週一回スポーツ参加を現状の三五%から一〇年後には五〇%に増やすために、各自治体に最低一つは「総合型地域スポーツクラブ」(以下、総合型クラブと略す)を作り、非営利法人化する。各都道府県には最低一つ広域スポーツセンターを作る。そして自治体は総合型クラブを中心に位置付けたスポーツ振興計画を作り、既存のクラブは連合化や総合型クラブへの転換を図る。

②競技スポーツの充実

ナショナルトレーニングセンターを中心にした、選手育成プログラムやコーチ養成計画の作成など。また、具体的な目標として、九六年のアトランタオリンピックにおけるメダル獲得率は一・七%であったがそれを七六年(ロサンゼルスオリンピック)段階の三・五%を目標とする。

③生涯スポーツ、競技スポーツと学校スポーツとの連携

土日の部活動は休止し、後は総合型クラブで対応する。

おおよそ以上のような内容であるが、以下のような問題点を多く持っている。

(2) 問題点

この「スポーツ振興基本計画」は六一年のスポーツ振興法が求めて以来約四〇年ぶりに表現する初の基本計画の制

には、その効果は期待できない。

① 先ず、基本計画としての理念が感じられない事があげられる。世界の趨勢であるスポーツ権の承認については、その表現すらなく、スポーツ振興の基礎である施設建設が無いというのが前提となっている。

② これまでの保健体育審議会答申内容の具体化の最大の障害が財政的保障の問題であり、前回九七年の答申「まえがき」のような特別なコメントさえ必要となった位であり、それは今回も同様である。それを、「サッカーくじ」依存、その収入が少ない場合はPFIの導入という恐るべきキャンセルかつ民活依存路線である。PFI (Private Finance Initiative) とはイギリスで導入されたものだが、日本のそれはイギリスのそれとは異なり、施設建設・管理・事業を民間主導でやりながら、損失はすべて国や自治体がつももので、破綻した第三セクター方式の企業負担分を公共に肩代わりさせる構造であり、第三セクターの財界よりの再編である。

③ 日本の地域スポーツクラブの九二%という圧倒的なものが単一クラブであるが、それらの運営上の障害の大きなものは、スポーツ施設の欠乏、そして集うためのクラブハウスの無さにある。したがって主要な問題は、図表2-3-1のように国民のクラブ参加希望に依拠して、そうした単一クラブの生まれ、育つ条件をもっと保障する事である。

「総合型地域スポーツクラブ」の理念それ自体は悪くないが、それだけが偏重されれば、国民、地域住民のスポーツ参加のための多様な方策が無視され、総合型クラブだけが目的化され、強制と混乱が予想される。また、この総合型クラブが優先され、既存のクラブへの圧迫が既に現れている。いずれにしても、二〇〇一年夏現在、全国の自治体では文部省の命を受けて総合型への動きを始めるところも出始めているが、まだそれがいかなるものか確信のないまま、手探りで始めつつあるのが実態である。既に始めた自治体でも、いきなり総合型へ移行することは出来ず、取り敢えず開催メニューを増やしたり、さらに住民組織の確立のために自治体職員（主に県からの派遣社会教育主事）が

中心になって「立ち上げ」のための中間形態まで作り上げた所も多い。しかし彼らが撤退した後、それらの作業を誰が引き継ぐのか、引き継げる人的条件があるのかは不明なところも多い。そればかりでなく、地方の小さな自治体では住民へのスポーツ普及の必要性から施設使用料を無料として来た所も多いが、総合型の前提である会費制に住民がどれだけメリットを感じるかも大きな問題となっている。

また、学校部活動の過熱の中で、活動時間や日数の縮小は賛成であるが、それは必ずしも土日全面を意味しない。むしろ土日は部活動にとっても集中的な練習日であったり日頃の練習成果の発表の場、対抗試合日である可能性が高い。それを強制的に学校から放逐してしまうのは解せない。(もちろん土日のどちらかは休養にすべきだが。)むしろ土日の学校を開放させたのは、活動場所がない総合型地域スポーツクラブの活動場所を確保するためのものである。こうした施設不足の現状をそのままにして、「弱い者同志を戦わせる」ような姑息な方法は未来がない。

今回の「振興基本計画」も含めて、スポーツの公共的な負担の増大を要求する声が基盤にある。それはせめて先進国並へという声でもあるし、また基本的に公共性の高いものは公共でという声でもある。しかし現実には、現在の政府の民営化路線の前に、あるいは振興計画の前提にそうした要求ができない枠がはめられているところに、何とも閉塞感に満ちた「スポーツ振興基本計画」となっている。

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」(サッカーくじ)は二〇〇〇年五月二〇日に成立した。実質的な配分は二〇〇三年度である。

(1) 内海和雄『部活動改革——生徒主体への道——』不味堂出版、一九九八年。

六、日体協と地域体協

1、組織・財政

(1) 組織

JOCが分離独立した後の日体協の組織は、五四の中央競技団体（他に三つの準加盟団体）と四七の各都道府県体育協会から構成されている。また、中央競技団体の都道府県あるいは市町村レベルの組織は各都道府県ないし市町村体育協会に所属し、それぞれの地域での選手強化事業や地域スポーツ振興の諸事業を、自治体からの財政援助を受けながら推進している。そして七〇、八〇年代でも指摘したように、都道府県体協はどちらかといえば国民スポーツ振興策の推進組織であるはずであるがその施策もままならず、殆どが国体派遣事業ぐらいしか推進しておらず、日体協内でも、もっぱら資金集約組織としてぐらいいしか見られていない。

地域体協も、八〇年代までの指摘のように自治体のスポーツ行政の下請け、実働部隊といわれ、自治体の体育事業の推進部隊として活動してきたが、独自の活動方針、予算を基礎に活動する地域体協は希であり、それ故、地域レベルでの国民スポーツ事業の推進には不適応であると批判されてきた。

(2) 財政

図表3-6-1に見るように九〇年代の中頃以降の財政は、負担金はほぼ横這いであるが、補助金、寄付金、事業収入の減少であり、四五億円強から二〇〇〇年には三八億円まで低下した。九一年度からJOCが法人化して完全に独

立したために、国庫補助金の競技力向上費の大半はJOCに移行し、日体協への補助金は国民スポーツ普及事業費が中心となった。これらの項目を構成比で見ると、補助金は約二七％、寄付金は二三％程度で推移している。特に寄付金は九六年度の三〇％から二〇〇一年度の二〇％まで低下しているが、それでも両者で五割というように補助金、寄付金依存体質の日体協の性格が現れている。もっと負担金(二〇〇一年度、一八％)、事業費(同、二五・七％)の比率を高める必要がある。

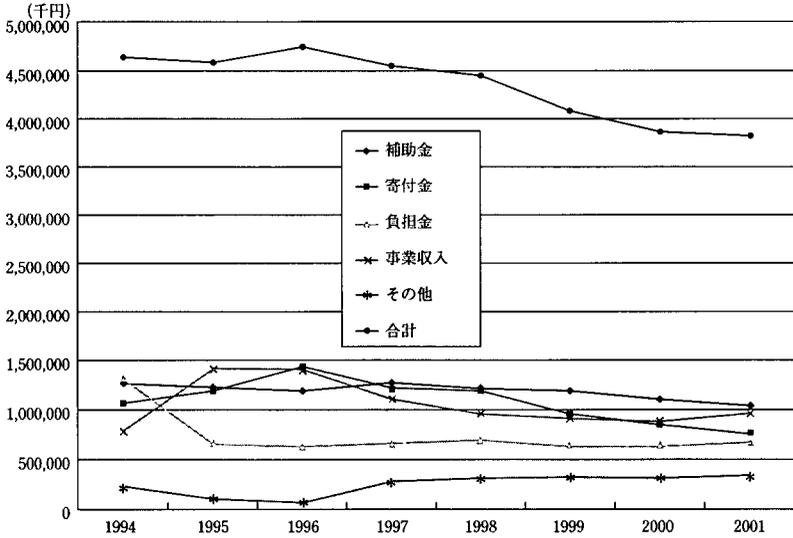
一方、支出を見ると、総額では当然にして同じように減額であり、図表2-5-2で見たようにJOCの独立以降急速に上昇してきた国民スポーツ普及事業は、図表3-6-2のように、九五、六年度は減少したものの、あとは二〇億円弱ではば横這いの支出である。しかしその他の項目は大半が減少している。構成比で見ると、スポーツ振興事業費が年々上昇し、二〇〇一年度には五〇％になった。国民体育大会一二％、寄付金充当事業一六％、収益事業等一六％である。こうして、九〇年代後半の日体協の財政も萎縮した。

2、国民スポーツ振興

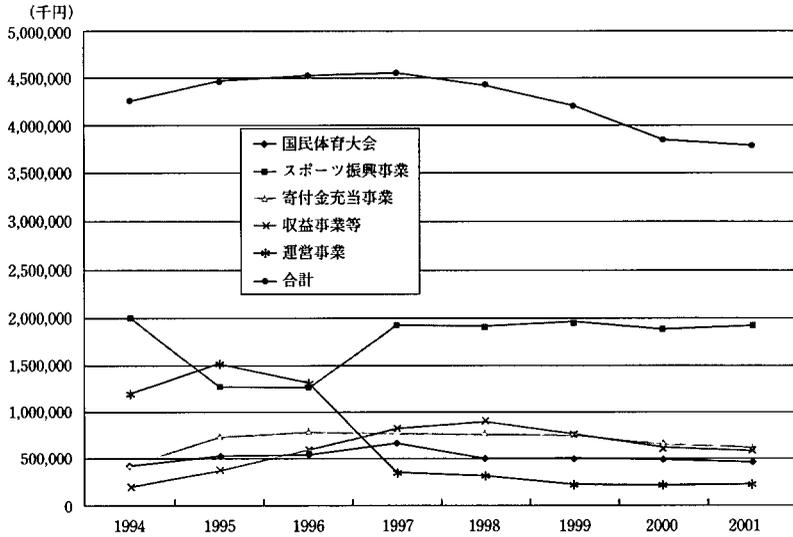
「日本オリンピック委員会との分離の後、本会として未だ具体的なスポーツ振興の方策を打ち出していない」ことから、総合企画委員会企画部に「国民スポーツ振興プロジェクト」を設置して、検討を進め、二〇〇一年二月に最終的に理事会で「21世紀の国民スポーツ振興方策」の成立をみた。⁽¹⁾ ここには「生涯スポーツ振興における地域スポーツクラブの育成事業や障害者スポーツ振興事業などをめぐっては、事業推進の役割やシステムが十分に確立されているとは信じがたい状況にある」との認識に基づいているとはいえず、その現状分析や課題については疑問も多い。

例えば、スポーツによる国民の豊かで活力のある「生活/暮らし」を基軸とする21世紀を「生涯スポーツ社会」と

図表 3-6-1 日本体育協会・収入



図表 3-6-2 日本体育協会・支出



して実現することを謳いながら、国民のスポーツ権については何も言及していない。また、日本の国民スポーツの基
本矛盾であるスポーツ施設不足についても、その増設について国や自治体に働きかけるなどの社会活動を行うなどの
記述は全くない。さらに、これまでも国や自治体の実働部隊、自治体依存・自立不足と批判されてきた体質を改革す
るために、国民スポーツの地域での実質である地域スポーツクラブの発展のための諸施策も、単に「頑張る」程度
の記述である。「本会がこれまで取り組んできたスポーツ振興事業について総括するとともに、二一世紀におけるス
ポーツの意義や役割を踏まえた国民スポーツの方向性を明示し、それを実現するために必要な振興方策と各種事業につ
いて取りまとめた」ものの割には、「事業推進の役割やシステム」の確立への展望は見えない。

ともあれ、次の九つの事業は日体協の国民スポーツ振興事業の柱である。

国民体育大会の改善・充実／生涯スポーツの充実・推進／スポーツ指導者育成の充実と活用の促進／スポーツ少年
団の充実と青少年スポーツの振興／スポーツ医・科学研究の推進／国際スポーツ交流の推進／スポーツ情報システ
ムの整備・拡充／広報・社会貢献活動の推進／スポーツ施設の運営支援。

こうして、後述する新日本スポーツ連盟と比較すると、あまりにも体制順応であり、組織としての自立性を疑わ
る。

(1) 日本体育協会のインターネットホームページより。

3、国民体育大会

国体は法律（一九六一年のスポーツ振興法、第二章、第六条、第一項）に定められた唯一のスポーツイベントであ

る。また、この規模の大会を毎年開催している国は他にない。まさに日本の独特な大会でもある。それは戦後日本のスポーツの高度化と大衆化に大きな足跡を残してきた事も事実である。しかし近年、それらに対する批判も続発している。

既述のように、国体簡素化が毎年のように叫ばれ、九〇年四月には総務庁も勧告したが、その後も国体は開催県の総合優勝が続き、相変わらず改革の必要性と開催県総合優勝との矛盾が連綿と続いた。

「燃えない国体」を克服し、「競技者や特定のスポーツ人の祭典」から「みんなのスポーツの祭典」へ脱却するため、神奈川県では「かながわ98国体」を契機として、次のような国体の在り方を提起した。

① 「かながわ98国体」のマネージメント

選手権競技会とふれあい競技会の二本立て／簡素な式典／天皇杯獲得への無理な体制は止める／県民の感動・意見が相互に交流するシステムの確立／魅力有る関連イベントの開催

② 「かながわ98国体」のムーブメント

かながわスポーツ奨学金制度、スポーツヒューマニティ・キャンペーン／スポーツをカルチャーとしたスポーツ教育の推進／複合スポーツ施設集積地、スポーツゾーンの整備／スポーツコミュニティカレッジ／高度情報化計画施策の一環化他、であり、これらは注目を浴びた。⁽¹⁾

近年の国体が盛り上がり欠けるのは類似の競技会が多様になり、企業選手にとってそちらへの参加を優先するた⁽²⁾めに、マスコミにとって「商品価値」が無くなり、選手にとっても参加価値が減少したからであり（瀬古利彦発言）、二巡目からの「成人二部」などの普及的側面は競技会としての国体の性格を曖昧化した（戸村敏雄発言）との声もある。

一方、国民スポーツ推進キャンペーンを掲げながら、日本体育協会が何をしたらいいのやら見当がつかず立ち往生していた。⁽³⁾ こうした中で、「成年二部」の解消の決定である。二巡目（八八年）以降の改革の目玉の一つであり、国体の大衆化の一環としての改革が頓挫した。国体は文部省競技スポーツ課の所管であり、「国体は外国には例を見ない最大規模の国内総合大会である。」「国体は、トップアスリートにつながる『ジュニア選手の発掘』の場として有効」として、競技スポーツと生涯スポーツとの狭間で苦悩する国体の姿がそこには存在する。⁽⁴⁾ 競技スポーツはJOCの管轄に移ったのだから、日体協から国体を移管させたらどうかという意見も出ている。ここに、日体協の方針の曖昧さが陰に指摘されている。

そうした競技力問題の一方で、国体の持ってきた地域経済との関連も大きな論点である。「五〇年に一度といわれる国民体育大会が会場市町村に与える効果は、多大なものがある。国民体育大会を一つのイベントとしてとらえたと、経済的・人的双方に与える影響は、地域活性化にとってまたとないチャンスである。」そのために「交通、通信、宿泊等各般にわたる社会資本の整備」がなされ、「国体終了後も視野に入れた事業を進めるため、ポスト国体検討委員会を設置」して、多くの自治体では検討する。⁽⁵⁾ こうして、実際には地域活性化の梃子であり、スポーツを盛んにする好機とあって、簡素一本槍には限界があった。⁽⁶⁾

九八年八月に国体開催七県の知事会議（国体の開催が決まっている神奈川、熊本、富山、宮城、高知、静岡、埼玉の七県）より共催者としての国と日体協に「国体の簡素化と効率化」に関する要望書が提起された。ここでは全体の簡素化と同時に、開催県の財政を圧迫している財政的負担に関して、国と日体協に共催者としての「応分の経費負担」を要求した。こうした要望はこれまでになく、異例のことであった。それだけ開催県にとっては負担でもあることを示した。

文部省では、二〇〇〇年一月三〇日の日体協「今後の国体の簡素化に関する基本的方向について」(文部省体育局競技スポーツ課長への報告)を受けて、それを同年二月二日に文部省体育局競技スポーツ課長から各都道府県競技スポーツ主管課長あて通知した。内容の概略は、施設・用具などは既存の物や近隣の自治体の物を活用したり、その後の活用状況を考慮しながら建設したり、式典なども簡素化を目指すという。

日体協の「21世紀の国民スポーツ振興方策」(二〇〇一年二月)では、国体を第一番目の振興事業として、以下の八点を掲げたが、その多くは未だ、そしてこれまでも具体策が乏しく、前途多難の危惧を抱かせる。

国体の性格や在り方の検討/簡素化・効率化による開催都道府県の財政負担軽減/トップアスリートの参加促進と「見るスポーツ」としての振興/秋季競技のおよそ一〇数競技を夏季大会へ移行/近接県やブロック内の施設の活用も含め、競技施設基準の見直し/実施競技の採用に関する基準の策定/総合得点算出方法の改善/スポーツボランティアとしての組織化。

これらと共に、賞金化の要望、外国人の参加問題など、課題は山積みしている。

- (1) 碓井進「新しい国民体育大会の創造を目指して——神奈川国体懇話会からの提言——」「健康と体力」文部省体育局、ぎょうせい、一九九〇年二月号。
- (2) 座談会「これからの国体を考える——国体50年の歩みを踏まえて——」日本体育協会『国民体育大会五十年のあゆみ』一九九八年。
- (3) 毎日新聞、一九九三年四月一六日。
- (4) 杉山重利「我が国のスポーツ振興における国民体育大会の現代的意義」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九五年七月号。

(5) 塚本三千雄「地域活性化方策としての国民体育大会の評価」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九五年七月号。

(6) 朝日新聞、一九九〇年五月二〇日。

七、日本オリンピック委員会 (JOC)

JOCは一九八九年に日体協より独立したが、九一年三月三十一日に日体協の加盟団体からは脱退し、その翌日の四月一日には特定公益増進法人として認可され、完全に独立した。ここに、八〇年モスクワ五輪のボイコット以降、顕在化した組織の未独立性が克服されることになった。

1、組織・事業

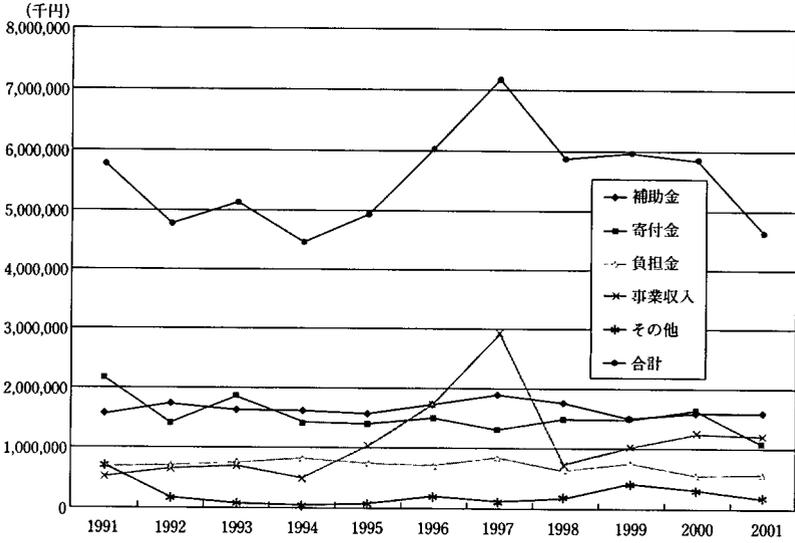
その目的は「オリンピック憲章に基づく国内オリンピック委員会として、オリンピックの理念に則り、オリンピックムーブメントを推進し、スポーツを通じて世界平和の維持と国際友好親善に貢献すると共に、我が国のスポーツ選手育成・強化を図り、持ってスポーツ振興に寄与すること」である。

そして活動は主に国際総合競技大会への選手派遣事業、競技力向上事業の高度化の活動と同時に、オリンピックムーブメントの普及・啓発運動という二本柱である。

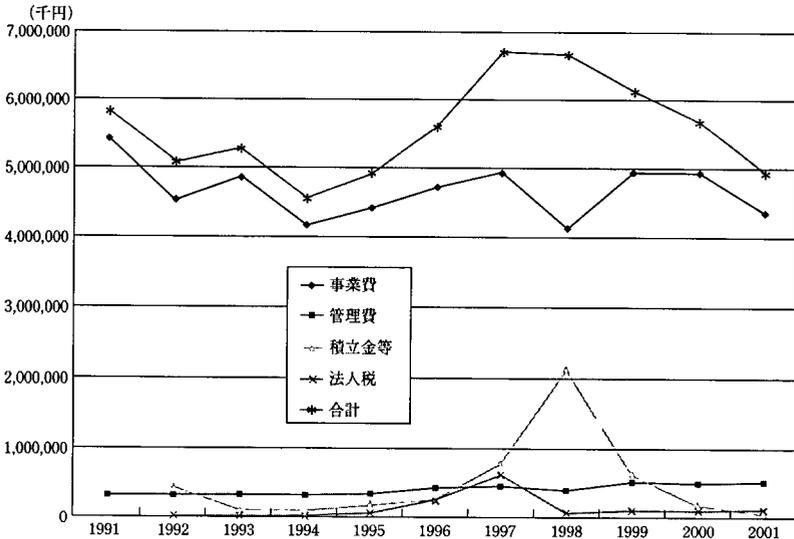
2、財政

九一年に法人化し、日体協から完全に独立した後のJOCの収入は図表3-7-1である。約六〇億円で出発したが、

図表 3-7-1 JOC の会計・収入



図表 3-7-2 JOC の会計・支出



バブル経済崩壊直後は九四年の四五億円まで低下し、その後九七年の七二億円まで持ち直した。しかしその後は一貫して低下し、二〇〇一年度は再び四六億円までに低下し、財政難で苦しんでいる。それは内容で見ても分かるように、補助金、寄付金、負担金、事業収入のすべてで停滞と低下を来している。特に、国庫補助金の絶対的少なさは、先進諸外国と比べても絶望的である。構成比で見ると補助金は九四年には三七％にまでなったが、九九年度は二六％と大きく落ち込んでいる。これらはオリンピックをはじめとする大きな国際大会への派遣費の関係もあるが、大会の無い年度はその分を選手強化費へ廻すぐらいの配慮が必要である。

一方、その支出であるが、図表3-7-2のようである。この内事業費が最も多く、構成比で見ても例年八〇数％を占めているが、それらは選手強化事業／国際交流事業（オリンピック派遣、ユニバーシアード派遣、アジア大会派遣など）であるが、それも殆ど五〇億円弱で横這いである。ここに日本のトップレベルのスポーツが置かれた厳しい状況が見て取れる。

八、スポーツ運動

国や日体協がスポーツ権を承認せず、地域スポーツ推進も積極的でない実態の中で、それらを積極的に承認し、推進しようとするれば、国や日体協への批判は必須となる。その点で、新日本スポーツ連盟の存在と活動は、国や日体協への刺激であり、対抗である。

1、九〇年代のスポーツ情勢と新日本スポーツ連盟の課題

一九八九年の保健体育審議会答申は、八〇年代の自民党政府のスポーツへの介入強化、民間活力の導入による大企業の営利主義的利用路線の承認であるとして新日本体育連盟（以下新体連と略す）は批判した。そしてスポーツを政府・財界の支配のもとにおくのか、スポーツの分野に民主主義を確立するのか、この二つの力がせめぎあっているのが今日のスポーツ状況であると九〇年代初頭を認識した⁽¹⁾。

それは未だバブル経済の絶頂期であり、各省庁はリゾート法の下で営利スポーツ施設に対する税金の減免、各種公庫による低利の融資、自然公園法、農地法、漁業法などの開発規制を緩和するなど、手厚い育成政策を進めていた。公有地を民間企業に信託できる道を開き民間営利スポーツ施設づくりを促進した。

こうした情勢下、新体連はあらゆる攻撃と戦いながら、自治体レベル、国レベルでのスポーツ権保障の運動を展開した。しかし八〇年代後半は、「行政「改革」路線、大企業優遇路線の下での新体連攻撃の中で、組織として伸び悩んだ。九〇年代に入るに当たって、新体連は何をめざすのかを改めて原点に遡って考察し、体制を立て直して出発した。新体連の原点とは以下の点である。つまり、一九七三年に抜本改正した規約にある目的、「体育・スポーツの歴史的遺産を継承発展させ、その大衆化と向上を図る」「平和と民主主義を貫くスポーツマン精神を培う」「スポーツ界の平和的で民主的な発展を促進する」「スポーツを通じて、諸民族の真の友好と世界平和に貢献する」という四つである。それぞれが具体的な方針を持って追求された。

(1) 新日本体育連盟、第一八回全国総会決議、一九九〇年三月一日。

2、スポーツ権の推進

上記の内容はスポーツ権の保障、実現という表現で代替されるが、そのための九〇年代の活動は以下のようである。七〇年代に一定の影響を持ったスポーツ権思想は、八〇年代の新自由主義の下で大きな困難に直面し、スポーツ権という表現自体が社会的に葬られかねない状況であった。その点、新体連は一貫して「スポーツ権」を主張し、その具体化に邁進した。九〇年代に入ってもスポーツ権運動を展開した。

九〇年のスポーツ権シンポ「スポーツと商業主義を考える」の開催は、企業選手、スポーツイベントと競技団体、営利施設・スクール業等が議論となった。ところで、最近は「スポーツは好きな人が好きなようにやるものだから、やりたい人はお金を払って勝手にやればいい、金を払ってやるものだ、という六〇年代までの論理が再び通り始めている。スポーツは誰もがやる権利だ、公共的なものだ、という考えがうすれている」と連盟内の動向に危機感を感じる人も出てきた。その背景として、八〇年代に政府のスポーツ政策が公共施設整備から民間活力の活用にはっきりと転換しており、それが現在のスポーツの商業主義化の中身ともなっており、それらが反映していると捉えた。

そのため、第一九回全国総会（九二年二月一六日）では、「スポーツを権利として確立するために——新体連のめざすもの——」として次の五つの基本課題を提示し、九〇年代の基調とした。

- ・ スポーツの荒廃を許さず、スポーツが文化として発展することを追求する。
- ・ スポーツ界における思想、信条、政治的立場の違いを理由とした抑圧、差別を一掃し、民主主義を保障する。
- ・ スポーツ選手の素質、能力が十分に発揮されるようにするため、スポーツを企業の営利目的に従属させる商業主義を規制する。
- ・ 国のスポーツ予算を大幅に増やし、公共スポーツ施設の拡充、指導員制度の確立などの条件整備を要求する。
- ・ オリンピックはスポーツを通じて世界の平和に貢献する運動であり、その理念の実現をめざす。

ここではスポーツの宮利主義化への批判と共に、公共責任を強く主張している。

第四回スポーツ権シンポジウム「スポーツ精神をゆがめる『日の丸』『君が代』の押しつけを考える」(九二年六月二一日)では、最近のスポーツ行事例えばプロ野球、大相撲千秋楽、国体等や教育の場での「日の丸・君が代」の押しつけが目に余る形で進行していることを批判した。九八年二月一三日には新日本スポーツ連盟(旧新体連。次項参照)が「体育・スポーツ国際憲章」制定二〇周年記念シンポジウムを開催した。多くの組織が何もしない中で、国際的にも承認されたスポーツ権の日本での中心的な推進団体として、改めてその意義を確認し、新たな情勢下での具体化を検討した。

3、組織・財政・事業

(1) 組織・新日本スポーツ連盟への改称

前回の総会以降、二五五クラブ、四〇六六人(八・三%)が増加し、初めて五万人を超え、新たな前進と活気を作り出しつつある。自治体での新体連攻撃と闘いながらの前進は意義深いものである。

第二一回臨時全国総会(一九九五年一月八日)は、新しい名称「新日本スポーツ連盟」に転換した総会である。「スポーツ」を前面にした新しい名称での出発は、連盟が広範なスポーツ愛好者や国民からより親しみやすいスポーツ団体となり、これまで以上に多くの人々のスポーツ要求に応える旺盛なスポーツ活動を展開する条件を切り開く機会となることを確信します。同時に、団体名称においても「スポーツ」を明確に打ち出すことによって、人権と民主主義に基づくスポーツの発展のためのスポーツマンの大同団結を促進するという、連盟の役割を一層分かり易くすることに中心的な意義があります。」というのが改称の理由である。日本体育協会、日本体育学会他、体育の名称を付

した組織はたくさんあり、その多くが、現在の状況に鑑みて体育からスポーツへと名称変更を検討していると言われるが、新体連は二年間の組織的議論を経て、ここに改訂した。

個々の地域クラブは日常的には種目連盟に所属し、リーグを構成する。と同時に各地域連盟に所属する。

(2) 財政

新日本スポーツ連盟の財政は多くの特徴を示している。収入は図表3-8-1のようである。(ここには全国スポーツ祭典や各種目連盟の財政などは含まれない。)二〇〇一年度の収入合計は一八五一万四千円であるが、特徴の第一は構成する会員、地域連盟からの分担金が圧倒的に多く、二〇〇一年度では八七%を占めている。一方、寄付金は主に会員からのものであるが、一五四万円であり、八・三%である。分担金の増加が合計の増加を規定しているが、寄付金を含めてその他の内容はこの一〇年間、余り変動はない。ともあれ、諸困難の中でも減少せずに一貫して拡大している。

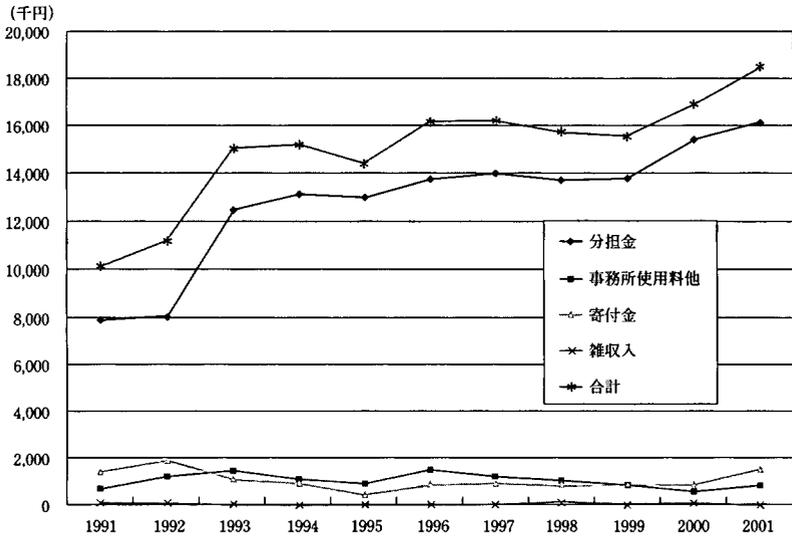
この点で、寄付金・補助金依存で、あまり地域活動をしないう日本体育協会と比べると違いが明白である。

一方、図表3-8-2は支出である。最大の項目は人件費であり、続いて事務所費他である。二〇〇一年度でみるとこの両者で合計の六六%を占めている。活動費、会議費、事務費などはこの一〇年、ほぼ変動なしである。

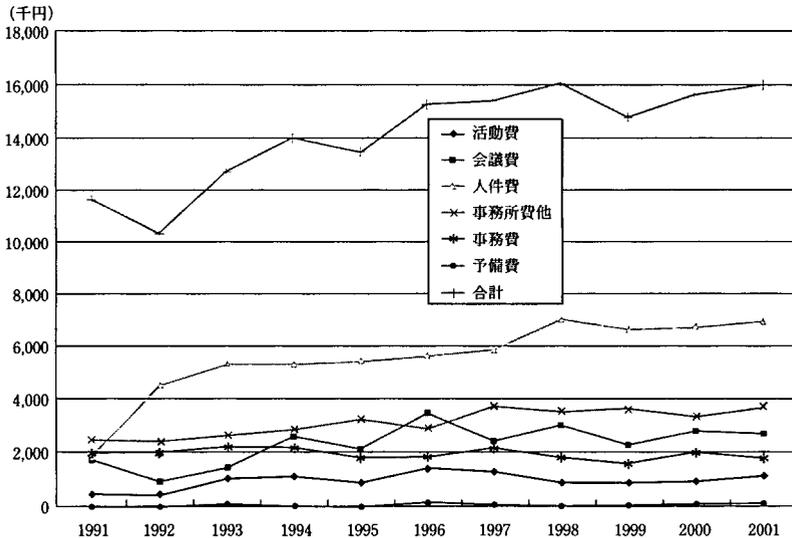
このように財政面から見ても、自主的なスポーツ運動の抱える厳しい台所事情が伺える。国や自治体の補助金は日体協に一本化しないで、こうしたスポーツ運動にも与えられるべきであると考ええる。

(3) 事業

図表 3-8-1 新日本スポーツ連盟・会計（収入）



図表 3-8-2 新日本スポーツ連盟・会計（支出）



①種目連盟・地域連盟

各クラブは大半が単一種目クラブであり、種目連盟に所属し、日常的にはリーグ戦を戦っている。このリーグ戦自体の中でも多くの改善がなされ、ゲームの機会の保障をしている。しかし、種目によっては極端な施設不足のために参加クラブを制限せざるを得ないケースもあり、施設問題は喫緊の課題である。

各クラブは地域連盟にも所属し、それぞれの地域連盟の活動にも参加している。この点からいえば、地域連盟は一種の総合型地域スポーツクラブの原型を、六〇年代から形成してきたともいえる。各クラブ、種目連盟、地域連盟は一年一回の総会を開き、年度の総括と方針を確認し、クラブとしての組織原則を確立している。

②全国スポーツ祭典

新日本スポーツ連盟の大きな事業の一つが、全国スポーツ祭典である。これは国体に対応するものである。始まりは一九六三年の全国青年スポーツ祭典である。第九回より現在の名称となり、また二年ごとの開催となった。二〇〇〇年には第二三回が関西地方、二府三県にまたがり、その五府県の後援を得て、一一種目一二競技が開催され、四一〇四名が参加した。尚、この全国大会には二九都道府県での予選大会で延べ六二、四九三名が参加している。この二九都道府県の内、一二都道府県で県ないし教育委員会の後援を得ている。

この全国スポーツ祭典の特徴は選手が主人公となるような運営に細心の注意が払われ、また大会全体がフェアプレー精神で貫かれ、参加者の交流を重視している。こうして参加者から「気持ちの良い大会」として歓迎されている。そして近年では多くの地区で地域体協や教育委員会の強力を得ており、その裾野の広がりと同時に、競技水準の向上も達成されつつある。

③社会的活動

新日本スポーツ連盟の活動はスポーツの成立に伴う三つの側面を有している。第一はスポーツそれ自体の活動であり、第二はクラブ、連盟の組織的活動である。そして第三はスポーツが存在するための社会的活動である。特に日体協、地域体協が国民スポーツ活動の推進を十分に推進してこなかった中で、新日本スポーツ連盟はこの点も重視してきた。そしてそのためには第三の社会的活動として、自治体、政府との交渉や平和運動との連携も必須であった。それ故に、体協からは政治的であるとの批判、攻撃に晒されてきた。だが、国民のスポーツ権の実質化のためにはそうした活動が必須であることは、福祉の遅れた日本においては必須の要素であることは疑いない。それ故、九〇年代もこれまでと同様の社会的活動を旺盛に行った。

例えば、リゾート法の下で大企業の利益本位のスキー場、マリリゾートなどの開発が自然破壊や農業汚染などによる生活条件を脅かす形で進められており、リゾート法の見直しの活動をした。第二〇回全国総会決議（一九九四年三月一三日）では小選挙区制が民主主義を破壊するとして反対を決議した。

また、文部省交渉（九八年）では、以下の要求を提出した。

国のスポーツ振興計画づくりに着手する／体育指導委員やスポーツ振興審議会制度の堅持／公立の野外スポーツ施設の減少に対し実態調査と適切な方策／公共スポーツ施設使用料の値上げの実態調査と、施設が機能できる基準作成や自治体への助成／二〇〇二年W杯を開催する自治体の施設建設費や維持管理費への助成／二〇〇〇年に開催するスポーツ連盟の第二三回全国スポーツ祭典にたいし文部省の後援、助成。

ここには社会教育法の改定（改悪）への危機感から、体育指導委員やスポーツ振興審議会制度の維持や、公立スポーツ施設の建設、それらを含めたスポーツ振興計画づくり等を提案していると同時に、新日本スポーツ連盟への差別を止めるように要望した。

九五年一月二七日の阪神大震災の直後、新日本体育連盟兵庫県連盟は被災者を対象に、いち早くスポーツ活動を再開した。「被災下なのにスポーツなんて贅沢な、暢気な」との先入観とは異なり、スポーツ大会は住民の多くから歓迎され、「スポーツが生活の一部であり、生きる勇気がわく」ものであることを実感した。(第二回定期全国総会、一九九六年三月一七日)

Jリーグの理念、つまり地域スポーツの振興を基本理念とするスポーツの発展は、新日本スポーツ連盟の方針とも合致する。しかし、そのJリーグ人氣に依存したサッカーくじ法案を九四年五月、一〇月、九五年一月の三回にわたり国会上程を阻止した。第二三回定期全国総会(九八年三月八日)では、我が国のスポーツのあり方がその理念、活動、組織、財源などあらゆる面で抜本的な転換が求められていると認識した。そして、サッカーくじ法案反対の運動の中で、共同の運動が広がった。そしてこの総会では、以下の内容での「スポーツ宣言」を提起し、多くの団体の共同行動を志向した。

- ・ スポーツを基本的人権として確立する
- ・ スポーツにおける暴力、ドーピングなどを許さず、フェアプレイがすべての競技場において支配する状況を作り出す
- ・ 政府の公的責任を明確にし、「スポーツ振興の基本計画」策定をめざす
- ・ 平和な世界に貢献するオリンピック運動の精神を発展させる
- ・ スポーツの発展と自然環境の保全との共存を図る。

これらは当時の直面する課題と同時に、国民的な共通のテーマを提起したものであり、世界と日本の運動の到達点と課題を示したものである。この方針は二〇〇〇年四月の第二四回定期全国総会でも継承され、二一世紀へと進んだ。

こうして、スポーツ関係者・団体との広範な共同によりスポーツ連盟への期待が高まっている中で、長期目標として一万クラブ五〇万人の会員を擁する組織に、中期目標としてはJOC、日体協、各競技団体と多面的な共同と交流ができることを追求しながら、二一世紀の日本のスポーツへの貢献を意図している。

九、「見るスポーツ」

「見るスポーツ」とは現在ではプロスポーツの占める割合をますます拡大させつつある。プロは「夢と感動を売る商売」とも言われる。ここではスポーツ技術が開発され、地域と結びつくことによって地域の統合性を高め、地域経済を活性化させる効果を有している。そしてプロが成立するためには一定数の観客、支持者の存在を前提とし、彼らを引きつけるものとして、以下の要素が必要になる。

- ①メディア…現代ではメディアの内、特にテレビが重要である。テレビによるリアルな情報の提供がスポーツの普及にとって決定的になっている。
- ②イベント…そのプロがリーグや競技会のイベントとして多くの顧客を集めるために多様な工夫を凝らしている。
- ③スタープレイヤー…その中で、スタープレイヤーの有無は観客動員数に大きな影響を与える。
- ④伝統…その種目が支えられるかどうか、その地域のこれまでの伝統が文化を規定している。
- ⑤「するスポーツ」人口…「見るスポーツ」を支えるには、その種目の経験者がどれくらい存在するか決定的である。

この中で、恒常的には⑤の条件が決定的であり、本稿の「するスポーツ」にとって決定的な重要性をも持つもので

あるから、後に「見るスポーツ」と「するスポーツ」の関連についても検討する。

1、スポーツとメディア

スポーツはマスコミでますます大きな分野を占めつつある。スポーツ新聞、雑誌は業界でも大きなシェアを占めてきたが、テレビ放映の有無がそのスポーツ種目の将来の浮沈を左右するまでになった。テレビのニュース番組でも「政治・経済・スポーツ・天気予報」が四本柱といわれるように、スポーツが一角を占めないと視聴率上昇に直結しないといわれるように「見るスポーツ」としても重要性を増している。

オリンピックにしてもサッカーのワールドカップにしてもテレビ放映権料は莫大な値段になり、そうした背景もあって、スポーツ番組の有料契約も始めている。「極論すれば、現在のようなマスコミ・ニューケーションの時代においては、いかなるスポーツ（競技）であれ、メディアが注目してくれなければ、世間の耳目を集めたり人気を高めることはまず無理、といっても過言ではない⁽¹⁾」のが現状である。競技団体としてもテレビ放映による放映権料が収入の大きな割合を占め、テレビ放映によって国民への種目の浸透によって競技会場での入場料収入も増える。そしてその種目への参加者も次第に増えるという構造である。

ところが、最近ではこのテレビ放映の在り方が、スポーツそれ自体の放映を超えて、視聴率獲得競争故に、むしろショー化しており、スポーツ番組としての変質も伝えられている。「今日のスポーツ文化は『エンターテインメント化されたスポーツイベント文化』といえる」「スポーツのルールにも、最大の見るメディアであるテレビとどうマッチングしていくかで多くな変化が起こっている⁽²⁾」。例えば、二〇〇一年の夏に行われた世界水泳、世界陸上の各選手権、そしてプロ野球やサッカーのオールスターもテレビ放映されたが、各放送局は高視聴率をねらって人気タレント

を多用し、「主役はどっち？」という首を傾げる声も多く挙がった。またバラエティー化も進み、プロ選手が「学芸会をやらされている感じ」⁽³⁾との批判もある状況にまでなっている。

つまり、「スポーツの商業主義化が進み、さらにそれを増進するかのような番組が増えた結果、批判精神に富んだ辛口の放送が減少していることと無関係ではない」。「スポーツ放送は、むろん、面白くあって欲しい。が、面白さだけが全てではないはずである。要は、スポーツを『文化』と捉える視点から、批判的精神に裏打ちされた、多くの視聴者の共感を呼ぶような番組づくりを心がけ」⁽⁴⁾ることの指摘もある。

これは国内ばかりでなく、国際的なイベント、例えばオリンピックでもいえる現象である。二一年にも及んだ「サマランチ王国」が生んだ、とてつもなく巨大化した「近代五輪」は、「テレビンピック」⁽⁵⁾とも呼び得るほどにテレビ放映権料に依存し、そのためにテレビ写りがよく、視聴率の稼げる種目であるかどうかオリンピック種目として今後生き残れるかどうかの判断基準化されつつある。

放映権料はここ二〇年の間に急速に上昇した。その大きな要因となったのは八四年のロサンゼルス・オリンピックにおける商業化であり、九〇年代の衛星放送・ケーブルテレビ・デジタル化などの登場によるメディアの多チャンネル化⁽⁶⁾である。

(1) 橋本一夫「スポーツの振興とメディア——その現状と課題——」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九五年一月号。

(2) 井上信一郎「文化としてのスポーツ振興とメディアの役割——スポーツイベントの視点から——」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九五年一月号。

(3) 朝日新聞「スポーツ中継」、二〇〇二年九月二一、二二日。

(4) (1)と同じ。

(5) 須田泰明『37億人のテレビンピック——巨額放映権と巨大五輪の真実——』創文企画、二〇〇二年五月(二二頁)

(6) 上条典夫『スポーツ経済効果で元氣になった街と国』講談社+α新書、二〇〇二年五月、一二三頁。

2、プロスポーツ(見せるスポーツ)の現状

(1) 経営

そうしたメディア(主にテレビ)の放映権料の高騰は、それに伴って一部の種目、一部のプレイヤーの給料の高騰を招いている。とはいえ、多くの種目、多くのプレイヤーは未だ厳しい現実の中で、スポーツを提供しているのが実態である。

プロスポーツの最も普及している米国では、スポーツ産業は国内総生産の約二%(一九九五年時点の試算一五二〇億ドル)に成長し、化学製品産業、電気製品産業、自動車産業を上回るまでになっている。中でもメジャーリーグ・ベースボール(MLB)、全米プロバスケットボール協会(NBA)、全米プロフットボールリーグ(NFL)、北米アイスホッケーリーグ(NHL)は米国を代表する四大スポーツであり、多額の資本が投下される。が、すべてのチームが成功しているわけではなく、利益を上げたチームは一二〇チーム中、八二チームでしかなく(二〇〇一年度)、実に三分の一の球団は赤字経営に陥っているのが実情である。⁽¹⁾また、球団としては条件のよい地域(フランチャイズ)を求めて本拠地を移動し、メジャーリーグでも二〇〇二年度には二つの球団が破産、消失するといわれる程に、不安定な実態でもある。(二〇〇二年八月段階で、これは二〇〇六年以降に持ち越されることになった。)

日本では、九八年現在、財団法人日本プロスポーツ協会には以下の一五の団体が加盟している。「相撲」「野球」

「男子ゴルフ」「女子ゴルフ」「サッカー」「ボクシング」「キックボクシング」「ボウリング」「新日本プロレス」「全日本プロレス」「中央競馬」「地方競馬」「自転車」「モーターボート」「オートレース」である。この内、後五者はいわゆるギャンブル産業でもある。プロスポーツ選手の数は、競輪四三七九、男子ゴルフ二〇二〇、ボクシング一九六九、競艇一六三三、ボウリング八五九、相撲八一九、野球七八六、地方競馬六三六、オートレース五七三、サッカー五五〇、女子ゴルフ五四〇、中央競馬一七七、新日本プロレス三三三、全日本プロレス二二である。⁽²⁾総数一四、九九六名である。当然にしてこの周辺には、各試合を組織する人々、選手を指導する人々等がたくさん存在する。

(2) プレーヤーの労働条件

ここで当然に問題となるのはそれらの選手や関係者の労働条件である。ここで、プレーヤーの環境をプロ野球とJリーグサッカーで見ると、図表3-9-1のようである。⁽³⁾ここで言えることは、野球はサッカーに比べて、経済的基盤が確立している。これは種目の持つ競技性によって収入が大きく影響されるからである。つまり野球は投手だけを代えて週に五―六試合行うことができるが、サッカーは全選手が同等の疲労度であり、多くて二―三試合である。これが収入差につながる。日本は野球がサッカーよりも遥かに広く、深く根付いているために、プロ野球の観客数とサッカーの観客数の差となっている。

ところで、プロ野球でさえ、すべての球団が独自の利潤で経営を成り立たせているわけではない。特に観客動員数⁽⁴⁾が劣るリーグの場合、親会社からの補填金も多い。例えば日本ハムファイターズでは「年間三〇億円」といわれる。それでも、プロ野球の経済的基盤、伝統の長さがサッカーよりは確立していることは、この図表からも伺える。入団時契約金の高さ、年俸最低保障、年金の有無であり、また選手の労働権として選手会が労働組合として承認されて

図表 3-9-1 プロ野球選手とJリーガーの比較

| | プロ野球 | Jリーグ |
|----------|------------------------------|-----------------|
| 入団時契約金 | 上限1億円(成績によりプラス5000万円まで) | 支度金のみ、独身者は380万円 |
| 年俸最低保障 | 二軍400万円、 一軍1300万円 | なし |
| 給与システム | シーズン前に決める年俸のみ(一部、成績による出来高払い) | 基本給、出場級、特別級の三本柱 |
| 選手会 | 労働組合 | 任意団体 |
| 年金 | あり | なし |
| 移籍の自由 | FA制のみ | あり |
| 契約時の代理人 | 認めず | 認められる |
| 入団時の球団選択 | ドラフト制で一部選手のみ選択自由 | 全クラブと自由な交渉可能 |

おり、労働条件の優位を保っている。これ自体、プロ野球選手会の永年の戦いの成果でもある。

しかし、移籍の自由や契約時の代理人の可能性として入団時の球団選択の自由度など、サッカーに比べるとコミッションナーの独裁性により、選手の権利は未だ薄いものとなっている。ところで、それぞれの場合、各選手の肖像権の所属については不明である。

プロの場合、自らの肖像権をコマーシャルなどに利用することは必須になるが、例えば、プロ野球の場合、二〇〇二年八月段階で、この所有をめぐる選手会側と球団側との裁判が行われている。この点で見ると、選手の権利から見れば、未だ後進的であるといえよう。

ところで、九〇年代のプロ野球は図表1-6-5に見るように、八〇年代に比べるとセ・リーグとパ・リーグの観客動員数の差は縮まってきた。バブル経済の崩壊と引き続く不況により、セ・リーグでは平均一、三〇〇万人、パ・リーグでは平均九五〇万人で推移した。この数値で見ると、九三年以降のJリーグの影響はあまり受けていないように思われる。その一方で、九〇年代後半から始まった優秀選手のメジャーリーグへの移籍がある。メジャ

リーグのグローバル戦略として、世界中から選手を集め始めており、既にヨーロッパサッカーやアイスホッケーで見られるように、今やアメリカ国籍選手の割合は年々低下している。この影響を受けて、日本のプロ野球の空洞化も懸念されている。日本プロ野球の真の「敵」はリーグではなく、メジャーリーグだとの指摘もある。

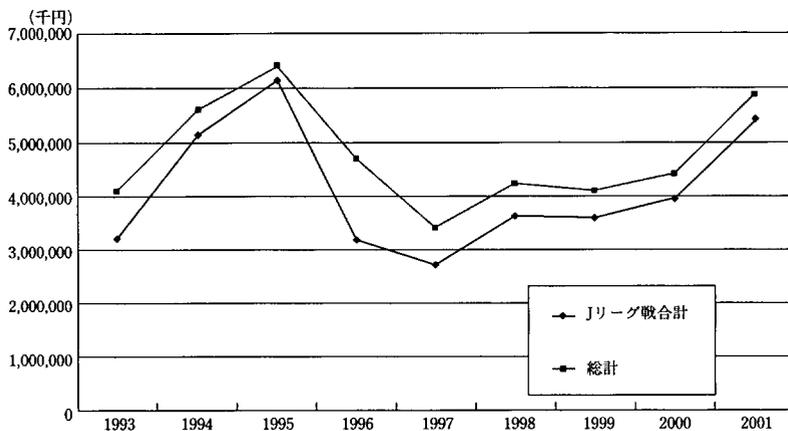
一方、図表3-9-2はリーグの観客動員数である。九〇年代の「見るスポーツ」の上で、リーグ発足と同時に湧き起こったサポーター概念は、「第二番目の選手」としての位置付けを獲得して、研究関心の的となった。

ところで、リーグの観客動員数は初年度の九三年度の四〇〇万人強から二年後の九五年には六五〇万人に達し、プロ野球を追い抜くのではないかと予測も現れた。しかし九六年度には急速に約二〇〇万人の低下を来たし、そして九七年には三五〇万人にまで減少し、危機感を掻き立てた。そしてその後は多少上昇し、ワールドカップの前年である二〇〇一年度には六〇〇万人に持ち直した。

このサッカーの観客の変動は、いくつかの要因が関わっている。一つは九五年一二月に欧州人権裁判所でいわゆるボスマン判決が出て、選手の移籍金が高騰し始めたことにより、日本にいた世界の有名選手がヨーロッパに引き抜かれ、リーグの魅力が薄れたこと、九七年の消費税の五％へのアップにより国民の消費力が低下した煽りを受けたこと、そして最も根本的には、日本におけるサッカーの「するスポーツ」人口の現実によって決定されていることである。

ここに私の授業での学生たちのレポートがある。自治体における野球系人口（ソフトボールを含む）とサッカー人口と自治体の政策の比較を見ると、五〇万人以上の自治体（ここでは全国から六自治体）では野球系の平均が一自治体六〇一チーム（野球場数二九）なのに比較して、サッカーは一三八（サッカー場数一二）で、およそ四…一である。また五〇一三〇万人の自治体では二一九・四二で五…一である（野球場一四、サッカー場五）。また三〇一〇万人

図表 3-9-2 Jリーグ公式試合観客動員数



*1999年よりJ2を含む

の自治体では一〇〇…三三つまり三…一（野球場八、サッカー場三）、そして一〇万人以下の自治体では四五…八つまり約六…一（野球場五、サッカー場一・五）の割合で、圧倒的に野球が凌駕しており、この差が、先の野球とサッカーの観客動員数の差となって現れている。尚、ついでに記述しておくならば、それぞれの自治体の野球、ソフトボール、サッカーの施設の余りの少なさに、これでは地域スポーツの発展の基盤がないと、学生たちは一様に驚きの色を隠さなかつた。⁽⁵⁾

この点で言えば、プロスポーツの成立のためには地域スポーツという「するスポーツ」の底辺の拡大がどうしても必須である。

こうした中で、プロ選手ばかりでなく、企業選手、いわゆるノンプロ選手たちの労働条件も深刻な事態にある。企業宣伝のために調整のできていないままに大会に参加させられたり、練習中・試合中の怪我、病気などへの扱いが問題となってきた。それらに対し、例えば企業スポーツ選手の怪我や死亡が労災認定の緩和によって労災として受理されるようになった。例えば国際大会でも「会社の榮譽になっている」として労働省も変化してきた結果である。⁽⁶⁾ これらがさらに拡大する必要がある。

- (1) 上条典夫『スポーツ経済効果で元気になった街と国』講談社+α新書、二〇〇二年五月、一四七頁。
- (2) 日本プロスポーツ協会『プロスポーツ年鑑』一九九八年度。
- (3) 樋口太「7章 プロスポーツ選手の現状」『スポーツ産業論入門』改訂、原田宗彦編、杏林書院、一九九九年、九一頁。
- (4) 朝日新聞、二〇〇二年八月一七日、「De Report」。
- (5) 二〇〇二年度夏学期、一橋大学社会学部講義「スポーツ問題の社会学」の期末レポート課題、「自治体における野球とサッカーの施策の実態について」。ここでは、人口五〇万人以上の自治体六、五〇―三〇万人七、三〇―一〇万人一七、そして一〇万人以下が二六、計四六自治体であった。
- (6) 読売新聞、二〇〇〇年四月二三日。

3、「見るスポーツ」と「するスポーツ」の関連

九四年一〇月から学識経験者・アマ・プロスポーツ団体関係者・企業関係者からなる「『みるスポーツ』の振興方策に関する調査研究委員会」を文部省内に設置して、プロとアマの連携と文部省のプロへの浸透策が図られた。九六年に『「みるスポーツ」の振興——スポーツ文化の新しい享受に向けて——』⁽¹⁾を出版した。「地域でクラブ（プロチーム）をもつことは、クラブが住民にとってシンボルとして機能し、住民が地域を意識することを可能にし、世代を越えたコミュニティの形成が可能となる。さらにこのことは、地域のイメージアップを期待することができ、自然や史跡といった有形文化財と同等かそれ以上の価値を持った無形文化財としてのスポーツクラブが、新たな実態として地域に位置付くことになる。さらに、『みるスポーツ』としてのスポーツは、『モノ』『場』『サービス』を生み出すことによって多くの関連産業を刺激し、経済効果を生むことにもなる。」⁽²⁾と言うのが背景の考え方であるが、リーグ発

足のインパクト、サッカーくじの導入の画策、体育局の競技スポーツ課の発足、高度化の必要性、オリンピックへのプロの参加など、プロとの関係の溶解が背景にあった。

特にＪリーグの場合、サポーター問題は大きな関心を生み、サポーター研究も増えてきている。Ｊリーグサポーターの問題は、彼らの現代社会における帰属意識に手がかりがある。ともすれば毎日の生活の中で居場所がない彼らが、「何らかの集団に参加したい」「一体感を求めたい」「しかし強く拘束されるのは嫌だ」「上下関係もない」「特定な思想もいらぬ」「しかも新たに自らの集団が作れる」等の要因が絡んで、サッカーそれ自体よりもサポーター集団にその存在意義を見いだしている集団もいる。

二〇〇二年の日韓共催のワールドカップに対して、世界のプレーヤーのみならず多様なサポーターが、それぞれの民族性を引きずって日本に来る事から、その対策も焦眉の課題となった。イギリスを中心とする西欧のフリーガン対策がワールドカップ開催の大きな課題であった。しかし出国、入国の水際作戦の徹底で最終的にフリーガン問題は起さず、その点では平和なワールドカップであった。

ところで九〇年代の「見るスポーツ」での最大の弱点は「するスポーツ」との関連が検討されていないことである。問題は、こうしたプロチームが成立するには、それを支える一定数以上のサポーターが必要である。そのサポーターとはいったいどういう人たちであろうか。ここで、「見るスポーツ」と「するスポーツ」の関連が問われるのである。

これ以降は、現在私が進行中の研究の仮説であるが、「見るスポーツ」を根本的に支えるのは「するスポーツ」ではないかと言うことである。いかにテレビのショーアップ化をしても、それは所詮一時凌ぎにしかなり得ない。

プロスポーツ種目でも、相撲、ボクシング、レスリング、競輪等のいわゆる個人種目では、競技人口との関連は直

接的には問われないが、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボールなどの集团的競技の場合には、より直接的であると思われる。

プロ野球の観客動員数(図表1-6-5)は日本の野球プレーヤー人口(ソフトボールを含む)に支えられている。また、地域自治体のスポーツ政策における野球場数、チーム数の総数が、そしてそこでの歴史的な野球経験者数が現在のプロ野球のファンの量と質を決定している。だからこそ、未だに野球のテレビ放映時間は多く、観客動員数も多いのである。

その点でサッカーはどうであろうか。Jリーグのサポーター集団のサッカー経験はおよそ三〇数%⁽³⁾だが、スコットランドのグラスゴーレンジャーズでは六〇%⁽⁴⁾である。これがイングランドであればもっと上昇するであろう。スコットランドに比べて施設条件ははるかによいからである。こうした目の肥えたプレーヤーたちが球場に足を運び、ひいきのチームを応援する。

Jリーグの場合の落ち込み、つまり九〇年代後半の落ち込みは、発足ブームの熱が冷めた後の、実質的なサッカー人口に比例した支持率ではないかと推測する。一定の「するスポーツ」に支えられないと「見るスポーツ」のサポーターは頭打ちになりかねない。地域の活性化それ自体は決して否定されるべきではないが、単なるイベントによる活性化はやはり一時的な、底の浅いものとならざるを得ない。そしてそれは「するスポーツ」への促進とはならない。その意味でも「するスポーツ」、この場合には地域スポーツの振興が「見るスポーツ」を支える基盤となる。「見るスポーツ」の振興は「するスポーツ」の振興、つまり地域スポーツの振興を基盤にしてしか成り立ち得ない。今後、この両者の関係の研究が問われている。

(1) 文部省競技スポーツ研究会編、『みるスポーツ』の振興——スポーツ文化の新しい享受に向けて——』ベースボールマガジン社、一九九六年。

(2) 文部省体育局競技スポーツ課「『みるスポーツ』とスポーツの振興」『スポーツと健康』ぎょうせい、一九九五年一月号。

(3) 筑波大学体育科学系レジャー論研究室「Jリーグの観戦者に関する調査研究」一九九八年二月二日、同「Jリーグの観戦者に関する調査研究」一九九八年九月二八日。この両者は、それぞれJリーグの教試合に渡り、それぞれ約三〇〇〇人と二〇〇〇人の回答から得られたものである。

(4) 内海和雄「『サッカー社会学』の誕生——H・F・ムアハウス氏の所説を中心に——」『一橋論叢』二〇〇〇年二月号。

一〇、スポーツ思想とスポーツ権の運動

九〇年代中盤から後半に掛けて、スポーツ論として、「近代スポーツ超克論」が多少広がった。スポーツといえども時代精神と無関係ではなく、近代スポーツはまさに資本主義社会の成立という近代の時代精神の体現として伸展した。しかし勝利のためにはドーピングなどの手段を選ばず等の現代の風潮の中で、「近代スポーツが臨海点に達した」として、新たな時代の予見者としてのニュースポーツへの論拠付けを行う。これこそが近代スポーツの再検討の視点を提起するとい⁽¹⁾う。

この範囲での問題設定であれば、それ自体大した異論はないが、問題は近代スポーツを阻害している原因の究明の仕方にある。つまり、「臨海点に達した」とは時代精神と近代スポーツの間に、いかなる矛盾が生じたためなのか、その点の究明が何もない。先のように論を立てるなら、先ずその点を究明すべきである。

結局、近代スポーツが阻害されているのが、近代スポーツそれ自体なのか、時代精神を生む現代社会の問題なのか

の検討には入らない。私の立場は、近代スポーツは現代社会の矛盾した状態、例えば過度の競争社会、競技者の生活保障の欠如などのトップアスリートを取り巻く諸条件の不安定さ、商業資本の無規制的な状態が、近代スポーツの阻害状況の原因と捉える。本稿の一貫したテーマは、スポーツ・フォー・オール⁽¹⁾の阻害要因の中心は日本政府のスポーツ政策の貧弱さにあるということである。

こうして、「近代スポーツ超克論」は現在の近代スポーツを取り巻く現代社会の諸問題には殆ど注目することなく、つまり現代社会の基盤を検討しない。従ってそこからはスポーツ権の保障という論理は生じない。

同じく、ニュースポーツは新たな時代の予見者であり、その多くが非競争的種目であることからすると、その時代精神と新たな時代背景は競争のない社会ということになるのだろうか。

ニュースポーツの位置付け自体を否定するつもりはないが、スポーツの時代精神を論じるならば、近代スポーツを生んだ資本主義社会の成立と、特に多国籍企業時代の、グローバル化の現代の時代背景と時代精神との関係をしっかりと位置付ける必要がある。

という点で言えば、八〇年代のトロプス論と同様に、現代社会の分析に欠ける。

九〇年代も八〇年代に引き続いて新日本スポーツ連盟は国民のスポーツ権の擁護と発展を掲げてスポーツ運動を推進してきた。その姿勢と努力には敬意を表したい。

行政、公共によるスポーツ政策の振興が何よりも求められているにも関わらず、政府は新自由主義による民営化路線を押しつけ、公共の施策を鈍らせた。そうした豊かさを実感できぬ現状の中で、「スポーツ権」の確立を急ぐことは、国際憲章で明確に宣言されたことの履行であると、憲法施行五〇年特集「記者の目、身近な施設供給の義務」の中で毎日新聞は喝破した。⁽²⁾

さらに、国民スポーツの遅滞に業を煮やした日本スポーツ法学会は、学会として「スポーツ基本法要綱案」（一九七一年二月二〇日）を提起し、世論を喚起した。これは以下の前文から始まり、九条からなるものである。

「スポーツは、国民の文化、教育、健康、社会生活にとっての基本的な要因として寄与してきた。」「すべて国民は、自らの幸福を追求するためのスポーツに関する権利が保障されなければならない。」

(1) スポーツに関する権利

そして第一条は、次のように述べている。

「すべて国民は、ひとしくスポーツに関する権利を有し、生涯にわたって實際生活に即し、スポーツに参加する自発的な機会が保障されなければならない。スポーツに参加する者は、人種、信条、性別、出生、社会的身分、経済的地位、障害の事情などにより差別されてはならない。」

こうしたスポーツ権の思想は、今や学会レベルでも承認される実態であり、国民のすべてが等しく享受すべき内容である。しかし新自由主義に基づく市場化、民営化は全く逆の方針を採っており、ここに最大の対立の焦点がある。

(2) 国および地方公共団体の義務

そして「国および地方公共団体は、国民のスポーツに参加する権利を保障するために、スポーツの振興にとって必要な組織、財源、安全、施設、教育、指導者、競技水準の向上、研究などの諸条件を整備する義務があり、そのために必要な実施計画を法令により定めなければならない。」と規定した。

これは七八年のユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」を未だに採択していない国、つまり国民のスポーツ権を承

認していない国の学会として、研究者、行政者、そしてスポーツマンの英知と良心を掛けて国民への提唱と共に、国・自治体への警鐘として発せられたものである。

しかるに、国のレベルではそうしたスポーツ権の動向に逆行する傾向、つまり新自由主義によるスポーツ政策の市場化、民営化の一層の推進を狙った動きがこの間も強められた。

ヨーロッパ諸国では新自由主義による国民の経済格差拡大が新たな社会問題を提起しており、そうした新自由主義の修正に入って一〇年以上が経過しようとしているが、日本では相変わらず、新自由主義的な政策が暴走している。しかし、多くの自治体では公共責任を全うしているところも多く、単純に民営化、市場化一色で覆われているわけではない。ここに、新しい世紀の飛躍への矛盾が内包されている。

(1) 野々宮徹他『近代スポーツの超克——ニュースポーツ・身体・気——』叢文社、二〇〇一年九月。特に稲垣正浩「ニュースポーツ論議の意味」参照。

(2) 毎日新聞、大野晃記者、一九九七年五月七日。

一一、九〇年代の概要

九〇年代の政治経済社会の一般的動向は、九一年のバブル経済の崩壊とそれに引き続く長期の不況、九七年度以降の消費税五％へのアップによる消費能力の一気の冷え、そして大企業の多国籍企業化擁護策の規制緩和、その一環としての公共事業の優遇、社会保障の冷遇の中で、スポーツ政策もまた八〇年代以上の厳しい状況におかれた。

九〇年代のスポーツ政策の総体的な特徴は、政府の進める新自由主義的な政策による市場化によって、公共としての国のスポーツ政策は八〇年代と同様の無策、空白が続いた。文部省予算にせよ、日体協やJOCへの補助金にせよ、大きく削減された。これまで民営化、市場化策の押しつけに抵抗してきた地方自治体も、事業費は減らさないものの、その資本的支出を急減させた。一方、民間営利スポーツ施設はその数を大きく減少させた。

日本のスポーツの高度化を支えてきた企業のスポーツクラブも企業のリストラによる休部・廃部の煽りを受けて、その競技力の水準を大きく低下させた。日体協、JOCの予算も減少した。

国民のスポーツ参加も消費力の低下とともに低下した。それは自治体レベルでは、施設の利用率が若干ではあるが低下した。これらは地域レベルからのスポーツ文化の消失であり、枯渇である。

こうした中で、文部省のスポーツ政策の中心は、施設建設には言及せず、もっぱら学校開放において、有料化が前提の「総合的地域スポーツクラブ」の設立にのみ特化している。総合型クラブ自体の理念自体は否定はされないが、そのみに特化することによる弊害も視野に入れる必要がある。

こうして九〇年代の日本のスポーツは総体的に見て萎縮した一〇年である。

単純に市場化、営利化を進めるのではなく、未だに低料金ないし無料で地域住民に施設、行事を提供している自治体も多い。スポーツの権利・公共性を理念としてオープンに支持し得ているわけではないが、地域住民と直接的に接するが故に、こうして実質で支えている。

ともあれ、八〇年代、九〇年代の二〇年間を通して、この日本においても、スポーツの市場化はスポーツの権利・公共性とは矛盾、対立することが実態で示された。

スポーツ権擁護の運動も、決して容易ではない実態の中でも、国民のスポーツ要求に支えられて、着実に前進して

いるといえるであろう。この力は次の時代を主導するエネルギーを蓄積するものである。国民スポーツ振興事業の国や自治体の日体協や地域体協への補助は、その窓口一本化を規制緩和し、事業に対する補助原則に基づいて、新日本スポーツ連盟他の地域的なスポーツ組織にも援助すべきである。これこそ、スポーツ界における真に必要な規制緩和の一環であろう。

九〇年代はまた、スポーツのテレビ放映の重要性がいつそう進んだ一〇年でもある。多チャンネル化等が絡み、一部のプロの給与が高騰したが、プロの役割の崇高な割には、現実には多くの課題を抱えているのが実態である。それと同時に、「見るスポーツ」の重要化と「するスポーツ」との関連が今後の研究として重要になっている。

スポーツ政策の在り方は、その社会の福祉、広義の社会保障の在り方と密接不可分である。特に日本のスポーツの基本矛盾である絶対的な施設不足は、「公共事業五〇兆円、社会保障二〇兆円」の財政構造の転換以外に道はない。しかし、二〇〇二年九月より配分が開始されるサッカーくじの収益金によって一時的には財政は「潤う」かもしれない。しかし先の基本矛盾の解消は全く期待できない。

二一世紀のスポーツの権利・公共性の発展、日本におけるスポーツ・フォー・オールは、「新福祉国家」の建設の展望との関連でしか道は開けないであろう。

次章では、これまでの国レベルでのスポーツ政策が地方自治体レベルではどう具体化されたのかを展開する。